

副本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

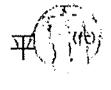
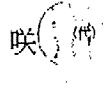
原 告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被 告 国 ほか1名

準 備 書 面(5)

令和5年9月8日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人	與 水 將 利
江 原 謙	
古 川 善 健	
西 方 俊 平	
藤 原 美 咲	

第1 本件被告事件の公訴事実の内容及び本件訴訟の争点	7
1 本件被告事件の公訴事実の内容	7
(1) 第1事件について	7
(2) 第2事件について	7
2 本件訴訟の争点及び被告国の中張の骨子	8
(1) 令和4年7月13日付け裁判所提示の争点	8
(2) 被告国の中張の骨子	9
ア 法解釈に関する争点①ないし③について(後記第4の3、第5)	9
イ あてはめに関する争点④、⑤について(後記第4の4、第5)	11
第2 関係法令の定め等	12
1 外為法について	12
2 輸出貿易管理令について	13
3 貨物等省令について	13
4 経済産業省による本件要件ハの解釈	14
(1) 「滅菌」及び「殺菌」の定義について	14
(2) 「殺菌」の方法(争点①)について	15
(3) 「殺菌」の対象(争点②)について	16
(4) 曝露防止構造の要否(争点③)について	16
第3 本件被疑事件、本件被告事件に関する事実経過等	17
1 事実経過の概要等	17
2 第1事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録	19
(1) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの	19
(2) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの	20
(3) 本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所の特定に関するもの	21
(4) 本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所の温度計測実験結果に関するもの	22

(5) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの	22
ア [REDACTED]大学大学院 [REDACTED]准教授による「殺菌」実験等に関するもの.....	22
イ [REDACTED]大学 [REDACTED]教授による「殺菌」試験の方法、内容等に関するもの	23
ウ その他の「殺菌」実験等に関するもの	24
(6) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書	24
3 第2事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録	25
(1) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの	25
(2) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの	25
(3) 本件噴霧乾燥器2内部における最低温箇所の特定及び同内部の最低温箇所等の温度計測実験結果に関するもの	25
(4) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの	26
(5) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書	26
第4 [REDACTED]検事による本件各起訴が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないこと	27
1 検察官の公訴提起についての国賠法上の違法性の判断基準等	27
2 [REDACTED]検事が本件各起訴に至った判断過程	27
(1) ①本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定実験結果	28
(2) ②本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した最低温箇所等における温度計測実験	30
(3) ③乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(耐熱性実験)	31
(4) ④噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積しても、いずれ乾熱で殺菌できるとの有識者の見解	32
(5) ⑤経済産業省の見解	33
3 本件要件ハに関し、[REDACTED]検事が経済産業省の解釈と同様の解釈を採用して本	

件各起訴の判断をしたことが不合理とはいえないこと(争点①ないし③について)	34
(1) 本件要件ハに関する経済産業省の解釈は正当であるし、仮に、本件要件ハに関する解釈について裁判所が経済産業省の解釈と異なる解釈を採用したとしても、本件各起訴時における [] 検事の判断が不合理とはいえないこと	34
(2) 原告らの主張及びこれに対する被告国の反論	35
ア 殺菌の方法及び対象に関する原告らの主張は理由がないこと(争点①及び②)	35
イ 噪露防止構造の要否に関する原告らの主張は理由がないこと(争点③)	37
ウ 国内法令にAG合意を忠実に反映させるのが原則であって、本件通達解釈はAGにおける合意内容の誤認であるとする原告らの主張は理由がないこと(原告第5準備書面1(1)に対する反論)	37
エ 経済産業省が平成28年5月当時に丙25の解釈を採用していなかったとする原告らの主張は理由がないこと(原告第5準備書面1(2)に対する反論)	38
(3) 小括	49
4 [] 検事が本件各起訴時において、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理とはいえないこと(争点④及び⑤について)	49
(1) はじめに	49
(2) [] 検事が、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことが不合理とはいえないこと(争点④について)	50
ア 最低温箇所の特定経緯が合理的であること	50

イ 乾燥室測定口は小さな部位であり、かつ、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等にも「乾燥室測定口」は記載されていなかつたこと	52
ウ 本件各起訴前の時点で、原告大川原らはもとより、原告会社関係者においても本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを明確に供述しておらず、かかる点が判明したのは本件各起訴後の段階であったこと	56
エ 本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、乾燥熱風が直接送り込まれ、高温になる乾燥室に付属していたため、仮に [検事] 検事において、乾燥室測定口が存在することを認識し得たとしても、温度が上がりにくいことまで認識することが極めて困難であったこと	72
オ 結論	73
(3) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理といえないこと(争点⑤)	73
ア 犯罪捜査における捜査手法は、検察官の合理的な裁量に委ねられていること	73
イ 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施することが困難であり、かつ、その必要性が乏しかったこと	75
ウ 複数の有識者から、噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積しても、いずれ熱で殺菌できる旨の見解を得ていたこと	76
エ 結論	77
5 証人出廷した警察官の「ねつ造」との証言について	78
6 結論	80
第5 [検事] 検事による本件各勾留請求が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないこと	81

第6 結語

83

被告国は、本準備書面において、第10回ないし第13回口頭弁論期日において行われた原告本人尋問及び証人尋問の内容を踏まえ、■検事による本件各勾留請求及び本件各起訴が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないことについて、従前の主張を整理して、補充する。

なお、第10回ないし第13回口頭弁論調書のうち、原告本人尋問における供述内容は、「原告〇〇本人調書〇ページ」、証人尋問における供述内容は、「〇〇証人調書〇ページ」として引用し、その他の略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 本件被告事件の公訴事実の内容及び本件訴訟の争点

1 本件被告事件の公訴事実の内容

本件被告事件(第1事件及び第2事件)の各公訴事実の要旨は、以下のとおりである。

(1) 第1事件について

原告大川原らは、共謀の上、原告会社の業務に関し、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器(RL-5型)1式(輸出申告価格1776万3100円)(以下「本件噴霧乾燥器1」という。)について、平成28年5月31日、横浜市鶴見区内の通関業者である株式会社において、横浜税関大黒埠頭出張所長に対し、情を知らない通関業者係員をして、経済産業大臣の許可を受ける必要のない貨物であると虚偽の申告をさせ、同年6月2日、同大臣の許可を受けないで、同区大黒埠頭において、情を知らない倉庫会社係員をして、同噴霧乾燥器1式を船積みさせ、中華人民共和国に向け輸出した(甲34、36)。

(2) 第2事件について

原告大川原らは、共謀の上、原告会社の業務に関し、前記(1)同様の仕様の噴霧乾燥器(L-8 i型)1式(輸出申告価格815万7840円)(以下「本件噴霧乾燥器2」といい、本件噴霧乾燥器1と併せて「本件各噴霧乾燥器」という。)について、平成30年2月19日、神戸市中央区内の通関業者である株式会社において、神戸税関六甲アイランド出張所長に対し、情を知らない通関業者係員をして、経済産業大臣の許可を受ける必要のない貨物であると虚偽の申告をさせ、同月21日、同大臣の許可を受けないで、同区神戸港ポートアイランドコンテナ埠頭において、情を知らない倉庫会社係員をして、同噴霧乾燥器1式を船積みさせ、大韓民国に向け輸出した(甲36)。

2 本件訴訟の争点及び被告国の主張の骨子

被告国との関係における本件訴訟の争点は、[] 検事が、本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当すると判断し、本件各勾留請求及び本件各起訴を行ったことが国賠法1条1項の適用上違法か否かである。

そして、本件要件ハの該当性に係る具体的争点については、裁判所によって、以下の5点に整理されている。

- (1) 令和4年7月13日付け裁判所提示の争点
 - ① 「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか。(以下「争点①」という。)
 - ② 貨物等省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか。(以下「争点②」という。)
 - ③ 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるか。(以下「争点③」という。)
 - ④ 本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の温度が上がらない箇所

を「ダクト内」と特定したことが不合理といえるか。(以下「争点④」という。)

⑤ 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理といえるか。(以下「争点⑤」という。)

(2) 被告国の主張の骨子

検察官の公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法とされるには、その公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れて、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に違していることが必要であるというべきである。

また、検察官の勾留請求が同項の適用上違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを探るに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求された場合であることを要すると解するのが相当である。

ア 法解釈に関する争点①ないし③について(後記第4の3、第5)

被告国の令和4年6月24日付け上申書において記載したとおり、本件訴訟において、貨物等省令が定める本件要件ハをどのように解釈するかは、裁判所が確定的に判断するものである。

そして、裁判所が確定的に判断した本件要件ハに関する法解釈(例えば、「A」という解釈)と同じ法解釈(「A」という解釈)を検察官も採用し、同解釈(「A」という解釈)に基づいて本件各勾留請求及び本件各起訴の時

点で本件要件ハの該当性の判断を行っていた場合、検察官は、法解釈に関する争点①ないし③を正しく判断したことになるため、これらの点について国賠法上違法となる余地はない。これを本件に即していと、[] 検事が本件各勾留請求及び本件各起訴の時点で採用した本件要件ハに関する法解釈(前記でいう「A」という解釈)は裁判所も採用すべき正当なものであるから、当然、本件要件ハに関する法解釈に係る[] 検事の判断が不合理と評価される余地はない。

他方、裁判所が本件要件ハに関して「B」という法解釈を採用した場合、「A」という法解釈を採用していた検察官は、結果的に誤った法解釈をしていたことになるものの、そのこと自体から直ちにその判断が不合理であるとされるわけではなく、検察官が「A」という法解釈を採用し、これに依拠することとした判断が不合理であったか否かが問題となる。これを本件に即していと、仮に、裁判所が本件要件ハに関して「B」という法解釈を採用するとしても、それと異なる「A」という法解釈を採用した[] 検事の判断が直ちに不合理となるわけではなく、「A」という法解釈を採用する判断をしたことの合理性が問われるところ、[] 検事は、本件要件ハの文言や外為法の趣旨に基づく検討に加え、有権解釈権を持つ経済産業省からの回答等も踏まえ、「A」という法解釈を採用する判断をしたのであるから、この判断が不合理であったとはいえない。すなわち、本件各起訴については、有権解釈権を持つ経済産業省からの回答等の現に収集した証拠資料等を勘案して本件要件ハを解釈し、有罪の嫌疑があると判断した[] 検事の法的判断が、一般的な検察官を前提として、経験則、論理則に照らして到底合理性を肯定することができない程度に達しているとはいせず、また、本件各勾留請求について、収集された証拠の判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く過誤により勾留の理由や必要性がないことを看

過してされたものともいえない。したがって、この点について、国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはない。

イ あてはめに関する争点④、⑤について(後記第4の4、第5)

その上で、本件では、[検事] 検事が令和2年6月15日に原告大川原ら及び原告会社に対する第2事件及び第1事件(関税法違反)について公訴提起(追起訴)をした後、同年10月に原告大川原ら及び原告会社の弁護人が証拠調べ請求した実験結果の報告書(甲15、16)によって、本件各噴霧乾燥器に存在する乾燥室測定口の温度が、本件各起訴時に認定した「殺菌」可能な温度に達しない可能性があることが分かり、さらに、令和3年6月に同弁護人が証拠調べ請求した実験結果の報告書(甲19ないし21)によつて、前記の乾燥室測定口の温度を前提とすると、粉体化された細菌の「殺菌」が可能であることの立証が困難であることが判明したことから、

[検事] 検事が令和3年7月30日付けで本件被告事件の公訴取消申立てをしたものである(甲108)。

そうすると、本件訴訟の争点は、被告国との関係では、[検事] 検事が本件各噴霧乾燥器について乾燥室測定口が最低温箇所(噴霧乾燥器内部に熱風を送った際、最も温度が低くなる場所)であると特定せず(争点④)、噴霧乾燥器により粉体化した細菌を用いた実験を行わないまま(争点⑤)、本件各勾留請求及び本件各起訴を行つたことが国賠法1条1項の適用上違法と評価されるか否かが最大の争点となる。

そして、本件各起訴については、本件各噴霧乾燥器が輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを用いた実験等を行うことができなかつた中で、本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した噴霧乾燥器内部における最低温箇所を特定する実験の結果や、同型器を使用した最低温箇所等における温度測定実験の結果、乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(耐熱性実験)の

結果、噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積した場合でも乾熱で殺菌できる旨の有識者の見解、経済産業省の見解等といった現に収集した客観的かつ有識者の見解に裏付けられた証拠資料に加え、原告大川原らや原告会社関係者における供述内容といった証拠資料等を勘案して本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると評価し、原告らに有罪の嫌疑があると判断した。

■ 検事の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達しているとはいえない。

また、本件各勾留請求についても、本件要件ハに該当することを示す証拠を収集することができていた上、これらの証拠資料からすれば、勾留請求の時点において、原告大川原らが罪を犯したことを探るに足りる相当な理由があり、原告らの供述状況や社会的反響の大きさ等から通謀のおそれや逃亡のおそれが認められ、かつ、勾留の必要性が認められたのであるから、■ 検事が、事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求したものともいえない。したがって、■ 検事が、本件各噴霧乾燥器について、乾燥室測定口が最低温箇所であると特定せず(争点④)、噴霧乾燥器により粉体化した細菌を用いた実験を行わないまま(争点⑤)、本件各勾留請求及び本件各起訴を行ったことは、国賠法1条1項の適用上違法とまではいえない。

第2 関係法令の定め等

1 外為法について

外為法1条は、同法の目的について、「外国貿易(中略)が自由に行われるこ

とを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、(中略)我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて(中略)我が国経済の健全な発展に寄与すること」と規定している。

また、外為法47条は、輸出管理に関する基本的な原則について、「貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最小限度の制限の下に、許容されるものとする。」と規定している。

これらの下、外為法48条1項は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定し、武器や軍事転用可能な貨物が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等を実施することとしている。

2 輸出貿易管理令について

外為法48条1項の委任を受けた輸出貿易管理令1条1項は、外為法「四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする」と規定し、同別表第一・三の二(二)において、外為法48条1項に基づく輸出規制の対象となる貨物として「次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」、「5の2 噴霧乾燥器」と規定し、その対象となる仕向地として「全地域」と規定している。

3 貨物等省令について

貨物等省令2条の2第2項5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の要件について、以下のイないしハの全ての要件を満たす必要がある旨規定している(貨

物等省令 3 要件)。

- イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することができるものの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することができるもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの(本件要件ハ)

4 経済産業省による本件要件ハの解釈

原告会社が本件噴霧乾燥器1を輸出した日である平成28年6月2日、原告会社が本件噴霧乾燥器2を輸出した日である平成30年2月21日、[]検事が第1事件(外為法違反)に係る勾留請求をした日である令和2年3月12日及び同日以降、現在に至るまでの本件要件ハに関する経済産業省の解釈は、一貫して、以下のとおりである。

(1) 「滅菌」及び「殺菌」の定義について

前記3のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上、「滅菌」又は「殺菌」の具体的な内容について規定していない。

この点、前記1のとおり、外為法4.8条1項、輸出貿易管理令1条1項、貨物等省令2条の2第2項5号の2の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国の安全を維持すること等にあることからすれば、危険性の高い細菌等の微生物を用いて生物兵器を製造した後、当該細菌等の微生物について、これを製造した装置から除去したり、装置内の細菌等の微生物の伝染能力を破壊できたりすれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いといえ

る。

そのため、本件通達においても、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と規定しているところである(乙3・1116ページ、丙1・添付資料8枚目)。

なお、我が国においては、AG合意を受けて、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール(抜け道)を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて輸出貿易管理令や貨物等省令等を整備したものであつて、所管行政庁である経済産業省は、本件通達において、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」との文言を前記のとおり解釈している。

(2) 「殺菌」の方法(争点①)について

前記3のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、「殺菌」の具体的方法については規定せず、限定していない。

この点、前記1のとおり、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられることから、輸出管理の必要性が高いといえる。

したがって、「殺菌」の方法は、物理的手法としての「乾熱殺菌」あるいは「乾燥殺菌」、すなわち、加熱乾燥空気で殺菌する方法を含むあらゆる方

法が含まれると解釈されている(甲148、丙24、25、[]証人調書4及び5ページ)。

(3) 「殺菌」の対象(争点②)について

前記3のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、「殺菌」の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していない。

また、前記1のとおり、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む微生物のうち一種類でも当該装置で殺菌をできれば、当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できることからして、当該装置が生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いといえる。

したがって、「殺菌」の対象は、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む微生物のうち一種類でも足りると解釈されている(甲148、丙24、25、[]証人調書5及び6ページ)。

(4) 曝露防止構造の要否(争点③)について

前記3のとおり、本件要件ハは、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をことができるもの」と規定するのみであり、その文言上、噴霧乾燥器が輸出規制の対象となるための要件として、曝露防止構造を有することまでは要求していない。曝露防止構造が備わっていなくても、曝露を防止するための方策は存することから(例えば、防護服を着用することや、物理的な封じ込めを行った施設内で噴霧乾燥器を使用すること等)、曝露防止構造を要件としていることは、本件要件ハの趣旨とも整合する。

また、前記1のとおり、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物等の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、曝露防止構造を備えていなくても、本件要件ハの文言のとおり、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌が可能でありさえすれば、作業者による製造前後のメンテナンスが可能となり、生物兵器の製造等への軍事転用が容易となってしまうことから、輸出管理の必要性が高いといえる。

さらに、AG合意においては、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることが、噴霧乾燥器の規制要件とはされていないところ(甲3・2及び8ページ)、前記(l)のとおり、我が国においては、AG合意を受けて、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール(抜け道)を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、輸出貿易管理令や貨物等省令等を整備したものであることからすれば、本件要件ハの該当性の判断に当たって、AG合意にない曝露防止構造を有していることが必要であるとして、AG合意よりも規制内容を限定的に解することは、AG合意の趣旨とも整合しない。

したがって、曝露防止構造を備えていることは、外為法48条1項等に基づく輸出規制の対象となる噴霧乾燥器の要件ではない(甲148、丙24、25、丙A58、[]証人調書6ページ)。

第3 本件被疑事件、本件被告事件に関する事実経過等

1 事実経過の概要等

(I) 警視庁公安部警察官は、平成30年10月3日、外為法違反の被疑事実で、原告会社、関連施設、原告大川原らの自宅等を捜索した。

警視庁公安部警察官は、以降、原告大川原らや原告会社関係者に対して、

任意の取調べを実施した。

- (2) ■ 検事は、東京地検公安部に着任した令和元年6月以降、警視庁公安部警察官から、原告大川原ら及び原告会社を被疑者とする第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)に関する相談を受けるようになった(丙36・1ページ、塚部証人調書1ないし3ページ)。
- (3) 警視庁公安部警察官は、令和2年3月11日、原告大川原らを第1事件(外為法違反)の被疑者として通常逮捕し、同月12日、原告大川原らの身柄並びに原告大川原ら及び原告会社に係る第1事件(外為法違反)の記録を東京地検に送致した。
- (4) ■ 検事は、令和2年3月12日、原告大川原らの弁解録取手続を実施し、その結果を踏まえ、原告大川原らの勾留を請求した。
- 翌13日、東京地裁裁判官は、勾留状を発付し、これに基づき、原告大川原らは勾留された(甲33の1ないし33の3)。
- (5) ■ 検事は、令和2年3月31日、原告大川原らについて、勾留中のまま、原告会社と共に第1事件(外為法違反)で東京地裁に公訴提起した(甲34)。
- (6) 東京地裁は、令和2年4月27日、第1事件(外為法違反)について、公判前整理手続に付する決定をした(甲64の1)。
- (7) 警視庁公安部警察官は、令和2年5月26日、原告大川原らを第2事件(外為法違反)の被疑者として通常逮捕し、同月27日、原告大川原らの身柄並びに原告大川原ら及び原告会社に係る第2事件(外為法違反)の記録を東京地検に送致した。
- (8) ■ 検事は、原告大川原ら及び原告会社を被疑者とする第2事件(外為法違反)の捜査も担当し、令和2年5月27日、原告大川原らの弁解録取手続を実施し、その結果を踏まえ、原告大川原らの勾留を請求した。

翌28日、東京地裁裁判官は、勾留状を発付し、これに基づき、原告大川

原らは勾留された(甲35の1ないし35の3)。

(9) 検事は、令和2年6月15日、原告大川原らについて、勾留中のまま、原告会社と共に第1事件(関税法違反)及び第2事件で東京地裁に公訴提起した(甲36)。

(10) 東京地裁は、令和2年6月23日、第1事件(関税法違反)及び第2事件について、公判前整理手続に付する決定をした(甲64の2)。

(11) 亡相嶋は、令和3年2月7日、死亡した。東京地裁は、同年3月15日、亡相嶋に係る本件被告事件につき、公訴を棄却する決定をした。

(12) 検事は、令和3年7月30日、東京地裁に対し、原告大川原、原告島田及び原告会社に係る本件被告事件について、公訴を取り消す旨を申し立てた(甲108)。

(13) 東京地裁は、令和3年8月2日、原告大川原、原告島田及び原告会社について、本件各起訴を棄却する決定をした(甲111)。

2 第1事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録

検事が第1事件(外為法違反)について、令和2年3月12日に、原告大川原らの勾留を請求するまでに、警察から送致を受けていた記録は、主として、以下のとおりである。

(1) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの

送致記録には、

- ① 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について
は本件通達による旨の平成29年12月22日付け捜査報告書(丙1)
- ② 警視庁公安部外事第一課長が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長(以下「安全保障貿易管理課長」といい、同課を「安全保障貿易管理課」という。)に対し、本件噴霧乾燥器1について、後記(2)ないし(5)の報告書及び回答書を含む資料を添付して貨物等省令3要件に

該当する貨物か否かを照会した平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙2)及びこれに対する安全保障貿易管理課長の同月10日付け回答書(丙3。本件噴霧乾燥器1について、捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば、当該輸出時点(平成28年6月2日)においては貨物等省令3要件に該当すると思われる旨回答されている。)

③ 警視庁公安部警察官が作成した安全保障貿易管理課 [REDACTED](当時)の令和元年6月14日付け供述調書(丙4。前記照会書に添付された資料に基づいて、経済産業省が本件噴霧乾燥器1が貨物等省令3要件に該当すると思われると回答した理由を説明する内容の供述調書である。)が含まれていた。

(2) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの

送致記録には、貨物等省令3要件等に関する有識者の見解に関するものとして、

- ① [REDACTED] 大学校 [REDACTED] 教授からの平成29年11月16日付け聴取結果報告書(丙A127。噴霧乾燥器を空運転させて熱風を送り込めば、装置内部が100度以上となり、結果的に大腸菌等の病原性細菌が死滅することになる旨記載されている。)
- ② 同教授の平成30年3月28日付け供述調書(丙5。貨物等省令2条の2第1項2号に記載されている細菌はいずれも病原性・毒性が非常に強く、これら病原性細菌のうち、芽胞を形成しないペスト菌や野兎病菌であっても、生物兵器にすることができると、本件要件ハの解釈としては、「機器を分解しないで、製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること」であることなどが錄取されていた。)
- ③ [REDACTED] 大学大学院 [REDACTED] 准教授からの平成29年11月24日付け聴取結果

報告書(丙A128。生物兵器となり得る大腸菌やペスト菌を生きたまま粉体化することが可能な噴霧乾燥器であれば、装置内部を100度の高温状態にすることをもって定置した状態でそれらの細菌を死滅させることができるので、輸出規制貨物に該当すると判断する旨記載されている。)

- ④ [REDACTED]大学薬学部 [REDACTED]教授からの同年12月26日付け聴取結果報告書(丙A129。本件通達の解釈において、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用」とあるので、「殺菌」の方法については、方法は問わず、蒸気や乾熱、化学薬液等により微生物の感染能力を失わせれば良い旨の聴取結果が記載されている。)
- ⑤ [REDACTED]大学 [REDACTED]教授からの同日付け聴取結果報告書(丙A130。「殺菌」の対象について、死滅させて感染能力を失わせる対象は、特定の細菌である旨の聴取結果が記載されている。)
が含まれていた。

(3) 本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所の特定に関するもの

送致記録には、本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所の特定に関する
[REDACTED] (噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社である。)[REDACTED] 部長からの平成30年3月14日付け聴取結果報告書(丙A132。噴霧乾燥器については、「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接合部分」を測定すれば装置内の最低温箇所が特定できるはずである旨の聴取結果が記載されている。)が含まれていた。

また、本件噴霧乾燥器1の同型器を使用した機器内部における最低温箇所を特定する実験結果に関する平成30年4月10日付け検査報告書(丙6。最低温箇所が「バグフィルタの下部」であることが判明した旨が記載されている。)も含まれていた。

(4) 本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所の温度計測実験結果に関するもの

送致記録には、本件噴霧乾燥器1の同型器を使用した機器内部の最低温になると思われた箇所(バグフィルタ下部)の温度計測実験結果に関する平成30年7月23日付け捜査報告書(丙7。乾熱運転(内部に熱風を送り込む空運転)を行った結果、バグフィルタ下部の温度は、100度以上の温度が6時間1分継続し、110度以上の温度が5時間4分継続したことなどが記載されている。)が含まれていた。

(5) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの

ア [REDACTED]大学大学院 [REDACTED]准教授による「殺菌」実験等に関するもの

送致記録には、

- ① 乾熱実験の方法に関する [REDACTED]大学大学院 [REDACTED]准教授からの平成29年11月24日付け聴取結果報告書(丙A133。噴霧乾燥器で粉末菌を製造した場合に熱に対する抵抗力が強くなる菌が出てくることを想定し、大腸菌の培養液を室温で放置して乾燥させた後に、100度に保温した乾熱滅菌器に入れて死滅するまでの時間を明らかにする実験をした旨の聴取結果が記載されている。)
- ② 粉体化した病原性細菌の熱に対する抵抗性に関する同准教授からの同年12月4日付け聴取結果報告書(丙A139。噴霧乾燥器の装置内部を100度程度の状態にすれば、粉末の重なりがあっても細菌の水分が枯渇し、芽胞を形成しない菌を殺菌することができる旨の聴取結果が記載されている。)
- ③ 室温で60分間放置して乾燥させ、抵抗力が強くなった状態の腸管出血性大腸菌O157を、内部を90度にした乾熱滅菌機に入れた場合に何分で死滅するかに関する警視庁公安部外事第一課長の同准教授に対する平成30年5月15日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙26)及びこ

れに対する同准教授の同年2月21日付け回答書(丙A59。腸管出血性大腸菌O157が乾燥状態(熱に対する抵抗力が強くなった状態)であっても90度120分間の熱処理で死滅していることが明らかとなつた旨回答されている。)

- ④ 同准教授の同年7月31日付け供述調書(丙11、12。前記①ないし③の内容について供述している。)が含まれていた。

イ [大学]教授による「殺菌」試験の方法、内容等に関するもの送致記録には、

- ① 「殺菌」の証明方法等に関する[大学]教授からの平成29年1月21日付け聴取結果報告書(丙A134。本件噴霧乾燥器1について、100度以上の温度を何時間安定して維持できるかという温度測定を行い、その後、乾熱滅菌器によって同じ時間加熱する殺菌試験を行った結果、生きている菌をなくすことができれば、本件噴霧乾燥器1は殺菌ができるものと証明できる旨の聴取結果が記載されている。)
- ② 「殺菌」試験における試験体となる細菌を選定した基準に関する同教授からの平成30年1月15日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料16、丙10・添付資料19。同教授の殺菌試験について、芽胞形成菌以外の菌である大腸菌と、芽胞形成菌であるウェルシュ菌を選定した理由の聴取結果が記載されている。)
- ③ ウェルシュ菌(芽胞形成菌)及び大腸菌(芽胞形成菌以外の菌)の「殺菌」試験に関する警視庁公安部外事第一課長の同教授に対する同年2月19日付け回答書(丙A65。ウェルシュ菌及び大腸菌が、いずれも110度2時間の乾熱で死滅したことが示された旨回答されている。)

- ④ 前記③の試験結果に関する同教授からの同年3月8日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料15、丙10・添付資料17。前記③の「殺菌」試験の方法、試験結果についての説明内容が記載されている。)
- ⑤ 同教授の同年9月13日付け供述調書(丙13。前記①ないし④の内容について供述している。)が含まれていた。

ウ その他の「殺菌」実験等に関するもの

送致記録には、前記ア及びイのほか、

- ① 「殺菌」の証明方法等に関する [] 大学 [] 名誉教授からの平成29年12月21日付け聴取結果報告書(丙A135。本件噴霧乾燥器1が100度以上の内部温度を安定して保てる時間を計測し、その計測結果と同じ環境下で、乾熱滅菌器を使用して、貨物等省令2条の2第1項に規定する菌の耐熱性実験を行った結果から、本件噴霧乾燥器1の殺菌の可否を判断できる旨の聴取結果が記載されている。)

- ② ペスト菌の乾熱殺菌の可否等に関する特定非営利活動法人 [] 理事長らからの同月22日付け聴取結果報告書(丙A137。ペスト菌粉末を製造した場合も、装置内部に100度以上の熱風を行き渡らせることで、ペスト菌粉末は死滅するとともに、乾燥室内壁に粉末が付着して塊になったとしても、装置内部に100度以上の熱風を行き渡らせれば、焦げて灰になるため塊となっていたペスト菌粉末も死滅する旨の聴取結果が記載されている。)

が含まれていた。

(6) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書

送致記録には、原告大川原らの供述調書のほか、原告会社の従業員である訴外 [] ら原告会社の関係者等の供述調書が含まれていた。

3 第2事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録

(1) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの

送致記録には、

① 警視庁公安部外事第一課長が、安全保障貿易管理課長に対し、本件噴霧乾燥器2について、後記(2)ないし(4)の報告書及び回答書を含む資料を添付して貨物等省令3要件に該当する貨物か否かを照会した令和元年7月26日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙8)及びこれに対する同課長の同年8月9日付け回答書(丙9)。本件噴霧乾燥器2について、捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば、当該輸出時点(平成30年2月21日)においては貨物等省令3要件に該当すると思われる旨回答されている。)

② 警視庁公安部警察官が作成した安全保障貿易管理課課長補佐(当時)の令和元年10月17日付け供述調書(丙10)。前記照会書に添付された資料に基づいて、経済産業省が本件噴霧乾燥器2が貨物等省令3要件に該当すると思われると回答した理由を供述している。)

が含まれていた。

(2) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの

送致記録には、前記2(2)記載の証拠(謄本)が含まれていた。

(3) 本件噴霧乾燥器2内部における最低温箇所の特定及び同内部の最低温箇所等の温度計測実験結果に関するもの

送致記録には、本件噴霧乾燥器2内部における最低温箇所の特定に関する

[] 技術営業部本部長からの令和元年7月5日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料9)。本件噴霧乾燥器2については、「装置末端の排風機後にあるダクト」、「サイクロンの下部」を測定すれば装置内の最低温箇所が特定できるはずである旨の聴取結果が記載されている。)が含まれていた。

また、本件噴霧乾燥器2の同型器を使用した機器内部の最低温になると思われた箇所(装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン下部)の温度測定実験結果に関する令和元年5月15日付け検査報告書(丙14)が含まれていた。

(4) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの

送致記録には、前記2(5)記載の証拠(謄本)のほか、

- ① 前記2(5)イ③の殺菌試験結果に関して補足した[]大学[]教授からの令和元年6月28日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料18。前記2(5)イ③の殺菌試験の結果と、本件噴霧乾燥器2の温度測定結果からすれば、本件噴霧乾燥器2も殺菌することができると考えられる旨の聴取結果が記載されている。)
- ② ポツリヌス菌の殺菌試験に関する[]大学教授からの平成31年3月28日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料21。ポツリヌス菌の殺菌試験の結果、同菌については、乾熱滅菌器による90度1時間以上の加熱で死滅した旨の聴取結果が記載されている。)
- ③ 警視庁公安部外事第一課長の[]長に対する平成30年6月21日付け検査関係事項照会書(謄本)(丙15)及びこれに対する[]警察庁技官の平成31年3月15日付け回答書(丙10・添付資料22。ペスト菌及び野兎病菌が75度以上1時間の乾熱温度条件で滅菌可能と思われる旨の回答している。)

が含まれていた。

(5) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書

送致記録には、原告大川原ら及び原告会社の関係者等の供述調書が含まれていた。

第4 [] 檢事による本件各起訴が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないこと

1 檢察官の公訴提起についての国賠法上の違法性の判断基準等

検察官の公訴提起については、被告国準備書面(2)第4(15ないし24ページ)で述べたとおり、刑事裁判において無罪事件が確定した、あるいは立証困難となって公訴取消しに至ったことにより、直ちに遡って国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。

検察官の公訴提起に国賠法1条1項の適用上違法があるというためには、その公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達していることが必要であり、この点の主張立証責任は原告が負うべきものである。

そして、[] 檢事は、本件各起訴の際、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を現に収集し、それらを総合勘案し、原告大川原ら及び原告会社につき有罪と認められる嫌疑があると合理的に判断したものであって、[] 檢事の本件各起訴は、国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

2 [] 檢事が本件各起訴に至った判断過程

本件において、[] 檢事は、本件要件ハについて、その文言や、外為法48条1項、輸出貿易管理令1条1項、貨物等省令2条の2第2項5号の2の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国の安全を維持すること等にあること(前記第2の1)、経済産業省が、本件通達において、「殺菌」とは、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により」、「当

該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」との解釈を示していること(丙1・3ページ、丙4・9及び10ページ、丙10・13及び14ページ)などから、前記第2の4で述べた経済産業省の解釈と同様に、「殺菌」の方法に限定はなく、乾熱殺菌を含むあらゆる方法が含まれ(争点①)、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む微生物のうち一種類でも殺菌することができれば足り(争点②)、曝露防止構造が備わっていることは輸出規制の対象となる噴霧乾燥器の要件ではない(争点③)と解釈した(丙36・3及び4ページ、[]証人調書5及び6ページ)。

その上で、[]検事は、本件各起訴時までに収集された証拠資料等である以下の①本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定実験結果、②本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した最低温箇所等における温度計測実験結果、③乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(耐熱性実験)結果、④粉体状態となった細菌が堆積した状態でも乾熱によりいずれ殺菌できるとの有識者の見解、⑤本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性に関する経済産業省の見解等を総合的に勘案し、本件各噴霧乾燥器がいずれも本件要件ハに該当し、原告大川原ら及び原告会社につき有罪の嫌疑があると認めて公訴の提起に至ったものである(丙36・4及び5ページ、[]証人調書6ないし9ページ)。

(1) ①本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定実験結果

ア [] 検事は、本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所の特定に際し、前記第3の2(3)に記載した噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社である[]において技術部署を統括する立場にある技術営業部本部長からの平成30年3月14日付け聴取結果報告書(丙A132)により、噴霧乾燥器内部の「装置末端の排風機後

の管」、「サイクロンの下部(回収容器との接合部分)」及び「バグフィルタの回収容器との接合部分」の3箇所の温度を測定すれば、噴霧乾燥器内部の最も温度が低くなる場所が特定できることを把握した。

また、[] 検事は、前記第3の2(3)に記載した平成30年4月10日付け捜査報告書(丙6)により、前記[] 技術営業部本部長からの聴取結果に基づいて、本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所を具体的に特定するため、本件噴霧乾燥器1の同型器を使用し、前記の3箇所以外の箇所も含めた⑦乾燥庫天井(乾燥室内上部)、①サイクロン天井、⑦サイクロン中間、②サイクロン回収容器(サイクロンの下部)、③バグフィルタ天井、④バグフィルタ中間(手前)、⑤バグフィルタ中間(奥)、⑥バグフィルタ下部(バグフィルタ回収容器)、⑦排気口奥15センチメートル(装置末端の排風機後の管、具体的には、装置末端の排風機の後方にある管の中で排気口から15センチメートル奥の場所)、⑧排気口奥5センチメートル(排気口から5センチメートル奥の場所)の合計10箇所に温度検知のためのサーモラベルを貼付して、乾燥室上部より噴霧乾燥器内部に向けて空運転で熱風を送り込む乾熱運転を行った結果、⑦バグフィルタ下部の温度が一番低いと計測されたため、その実験結果から、本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所がバグフィルタ下部であると特定されたことを把握した。

イ そして、[] 検事は、本件噴霧乾燥器2内部における最低温箇所の特定に際し、前記第3の3(3)に記載した[] 技術営業部本部長からの令和元年7月5日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料9)により、噴霧乾燥器を取り扱う業者が、理論上、本件噴霧乾燥器2内部で最も温度が低くなる箇所が「装置末端の排風機後にあるダクト」又は「サイクロンの下部」であると述べていることを把握した。

また、[] 検事は、前記第3の3(3)に記載した温度測定実験結果に関する令和元年5月15日付け捜査報告書(丙14)により、本件噴霧乾燥器2の同型器を使用した温度測定実験において、サイクロン下部と排気口奥に該当する排風機後にあるダクト内に温度記録計を取り付けて乾熱運転を行った結果、本件噴霧乾燥器2内部における最低温箇所がダクト内であると特定されたことを把握した。

なお、本件訴訟において、本件噴霧乾燥器2については、警視庁公安部警察官が、「装置末端の排風機後にあるダクト」及び「サイクロン下部」に加えて、参考事項として、サイクロンの下に取り付けられている製品回収容器についても温度計測をしていた事実が判明した([] 証人調書6、13ないし17、21ないし23ページ)。しかし、同事実は、本件噴霧乾燥器2に関する温度測定実験結果に関する捜査報告書(丙14)に記載されておらず、また、本件各起訴前に、警視庁公安部警察官から[] 検事にも報告されていなかった([] 証人調書28ページ)ため、[] 検事が本件各起訴前に知り得なかつた事実であるから、本件各起訴の国賠法上の違法性の判断には影響し得ないものである。そもそも、本件噴霧乾燥器2のサイクロンと製品回収容器は後付けのダンパで仕切ることができ(丙10・添付資料9の資料2、丙17・23枚目、[] 証人調書6ページ)、製品回収容器は本件要件ハの「内部」には当たらないことから([] 証人調書34及び35ページ参照)、製品回収容器の温度計測の事実の有無は、本件要件ハ該当性の問題とは無関係である。

(2) ②本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した最低温箇所等における温度計測実験

ア [] 検事は、前記第3の2(4)に記載した温度計測実験結果に関する平成30年7月23日付け捜査報告書(丙7)により、本件噴霧乾燥器1の同

型器を使用し、同機器内部の最低温箇所と特定されたバグフィルタ下部の温度計測実験、具体的には、バグフィルタとその下部に設置される製品回収容器を仕切るバタフライ弁に温度センサーを貼付し、乾熱運転(内部に熱風を送り込む空運転)を行った結果、バグフィルタ下部の温度は、100度以上の温度が6時間1分継続し、110度以上の温度が5時間4分継続し、115度以上の温度が4時間18分継続し、117度以上の温度が3時間7分継続し、最高温度として118.1度を計測したことを把握した。

イ また、[] 検事は、前記第3の3(3)に記載した温度測定実験結果に関する令和元年5月15日付け捜査報告書(丙14)により、本件噴霧乾燥器2の同型器を使用し、同機器内部の最低温箇所と特定されたダクト内の温度計測実験を行った結果、ダクト内の温度は、少なくとも、100度以上の温度が4時間26分継続し、110度以上の温度が3時間30分継続し、最高温度として117.1度を計測したことを把握した。

(3) ③乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(耐熱性実験)

ア [] 検事は、前記第3の2(5)アに記載した[]大学大学院[]准教授の平成30年7月31日付け供述調書(丙11、12)、同准教授からの平成29年11月24日付け聴取結果報告書(丙A133)及び同年12月4日付け聴取結果報告書(丙A139)のほか、乾熱滅菌機を使用した実験結果が記載された平成30年5月21日付け回答書(丙A59)により、同准教授が、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を製造する工程の中で熱に対する抵抗力が強くなる菌が生じることを想定して、芽胞を形成しない細菌である腸管出血性大腸菌O157(Sakai株。なお、同菌は、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられており、本件要件ハの「殺菌」の対象となる細菌等の微生物に該当する。)を使用し、その培養液を室温で60

分間乾燥させて熱に対する抵抗力を強くした上で、乾熱滅菌機に入れて殺菌することができるかについての実験を行い、その結果、90度120分間の乾熱処理で腸管出血性大腸菌O157を殺菌できることを把握した。

イ また、[] 検事は、前記第3の2(5)イ及び第3の3(4)に記載した[] 大学[] 教授の平成30年9月13日付け供述調書(丙13)、乾熱滅菌器による殺菌試験の結果が記載された同年2月19日付け回答書(丙A65)、同教授からの同年3月8日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料15、丙10・添付資料17)等により、同教授が、芽胞を形成しない細菌である大腸菌と、芽胞を形成する菌であるウェルシュ菌の各基準株を使用し、それぞれ室温で36時間乾燥させた各細菌を含有するペーパーディスクを作成した上で、110度で2時間、120度で2時間の乾熱を条件とした殺菌試験を行い、いずれの殺菌試験においても、大腸菌及びウェルシュ菌の基準株を殺菌できしたこと、前記殺菌試験に用いた大腸菌及びウェルシュ菌はいずれも貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられた細菌には該当しないものの、学術上、芽胞を形成しない細菌の熱耐性に大きな差がないとされていることから、前記実験で大腸菌が殺菌できれば、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌(芽胞を形成しない細菌に該当する。)も殺菌できると判断されることや、前記実験に用いたウェルシュ菌と、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたウェルシュ菌(イプシロン毒素産生型のもの)とで熱耐性に大きな差がないとされていることから、前記実験でウェルシュ菌が殺菌できれば貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたウェルシュ菌(イプシロン毒素産生型のもの)も殺菌できると判断されることなどを把握した。

(4) ④噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積しても、いずれ乾熱で殺菌できるとの有識者の見解

ア [検事] 検事は、前記第3の2(5)アに記載した [大学大学院] 准教授の平成30年7月31日付け供述調書等(丙11・8枚目、丙A139)により、噴霧乾燥器を使用して病原性細菌を粉体化した場合、その製造過程において、機器装置内部に粒子が重なり合って付着することがあるけれども、たとえ粒子が多少重なった状態であっても乾熱処理をすれば、芽胞を形成しない菌は実験結果のとおり90度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇するため最終的には殺菌できること、仮に噴霧乾燥器内部の細菌が焦げ付いた場合であっても、熱の浸透がやや遅くなるだけであり、細菌の内部まで熱が伝わり最終的には灰になって殺菌できることを把握した。

イ また、[検事] 検事は、前記第3の2(5)ウに記載した特定非営利活動法人[検査機関] 理事長らからの平成29年12月22日付け聴取結果報告書(丙A137)により、例えば、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌は、噴霧乾燥器が発する高温の熱風によって一瞬で粉末化することができるため、噴霧乾燥器で生きたまま粉体状態にすることができるし、噴霧乾燥器が発する100度以上の熱風であれば殺菌することができること、噴霧乾燥器による粉体化の過程においてスケーリング(噴霧ノズルや乾燥室内部に付着した粉末が塊になること)という現象が起こるとしても、装置内部に100度以上の熱風を行き渡することで、塊となっていたペスト菌粉末も最終的には焦げて灰になるため殺菌することができることを把握した。

(5) ⑤経済産業省の見解

[検事] 検事は、前記第3の2(1)及び第3の3(1)に記載したとおり、経済産業省が、前記(1)ないし(4)の各資料等の内容を前提とした本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性に関する警視庁公安部外事第一課長からの捜査関係事項照会(丙2、8)に対し、本件各噴霧乾燥器について、捜査関係事項

照会における添付資料の内容を前提とすれば、当該各輸出時点においてはいずれも貨物等省令3要件に該当すると思われる旨回答したことを探した(丙3、9)。

3 本件要件ハに関し、[] 検事が経済産業省の解釈と同様の解釈を採用して本件各起訴の判断をしたことが不合理とはいえないこと(争点①ないし③について)

(1) 本件要件ハに関する経済産業省の解釈は正当であるし、仮に、本件要件ハに関する解釈について裁判所が経済産業省の解釈と異なる解釈を採用したとしても、本件各起訴時における[] 検事の判断が不合理とはいえないこと
ア 前記2のとおり、[] 検事は、本件要件ハに関し、第2の4で述べた経済産業省の解釈と同様に解釈した上で、関係各証拠から、本件各噴霧乾燥器がいずれも本件要件ハに該当すると判断したものである([] 証人調書3ないし7ページ、[] 証人調書5及び6ページ)。

いうまでもなく、本件要件ハを含む貨物等省令については、所管行政庁である経済産業省が有権解釈権を有しているところ、第2の4で述べた経済産業省の解釈は、貨物等省令の文言や外為法48条1項等の趣旨に整合するものであるから、正当である。したがって、本件要件ハに関しては、裁判所においても、経済産業省の解釈と同様の解釈が採用されるべきであり、また、経済産業省の解釈と同様の解釈を採用した本件各起訴時の[] 検事の判断が不合理であったといえないことは明らかである。

イ また、仮に、裁判所が、本件要件ハに関し、経済産業省の解釈とは異なる解釈を採用するとしても、本件各起訴時において裁判所による明確な解釈が示されていない法令について、検察官が、あえて有権解釈権を有する経済産業省の解釈と異なる解釈を採る理由や必要性は見当たらない一方で、前記のとおり、本件要件ハに関する経済産業省の解釈は貨物等省令の

文言や外為法48条1項等の趣旨に整合するのであるから、[] 検事が、本件各起訴時において、本件要件ハの解釈に関し、経済産業省の解釈を踏まえてこれと同様の解釈を採用したことは不合理であったとはいえない。

(2) 原告らの主張及びこれに対する被告国の反論

ア 殺菌の方法及び対象に関する原告らの主張は理由がないこと(争点①及び②)

(1) 原告らの主張

原告らは、本件要件ハの解釈に当たっては、AGで合意された規制内容と同義に解すべきであるとして、殺菌の方法(争点①)については、AGリストにおける「disinfected」が「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の微生物の感染能力を破壊することを意味する」ものであることから、「薬液消毒」に限られ、乾熱による方法は含まれない旨主張し(訴状70ないし72ページ、原告第1準備書面5ないし10ページ)、殺菌の対象(争点②)については、AG合意において「capable of being disinfected」が、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要とされていることが明確に定められているから、何らかの特定の微生物ではなく、全ての微生物の感染力を除去することができることを要する旨主張する(訴状76ページ、原告第1準備書面17及び18ページ)。

(イ) 被告国の反論

しかし、外務省のホームページにも記載があるとおり、AGを始めとする国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を持つものではなく、その趣旨を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、参加国・地域がそれぞれ適切に国内法に反映させることが原則である(乙4)。

実際、AGにおいても、そのガイドラインに、「加盟国政府は、以下

の裁量権を留保する。: (a) 移転に際して必要とされる追加の条件を適用する。 (b) これらのガイドラインを A G 規制リストに記載されていない品目に適用する。 (c) 条約義務と整合した公共政策による他の理由のために輸出を制限する措置を適用する。」と記載されているところである(丙 28・4枚目)。

そのため、我が国を含む A G 参加国は、国内法令について、 A G 合意と同様の定めをしなければならないわけではないし、 A G 合意と同義に解釈しなければならないものでもない(■ 証人調書 2 及び 3 ページ)。

したがって、原告らの前記(7)の主張は前提を誤っており、理由がない。

また、原告らは、訴状及び原告第 1 準備書面において、争点①及び②に関し、前記(7)の主張以外にも種々の主張をするが、これらの主張も理由がないことは、令和 4 年 10 月 31 日付け被告国準備書面(3)(以下「被告国準備書面(3)」という。)第 1 及び第 2(6 ないし 15 ページ)で述べたとおりである。

なお、外為法の目的は我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期することであり、我が国においては、前記第 2 の 4 のとおり、 A G 合意を受けて、 A G 合意の趣旨を踏まえつつ、 A G 合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール(抜け道)を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、国内法制化、すなわち、我が国の政省令等を整備し、解釈運用等の対応を行っているが、こうした対応は輸出管理の原則である最小限度の制限に反するものではない。

すなわち、「生物・化学兵器の拡散とテロリズムのリスクを制限すること」(丙 28)とする A G のガイドラインの目的を踏まえれば、 A G に

ストの「disinfected」のテクニカルノートにおいて、化学物質の使用を殺菌の方法として規定していることは、加熱乾燥空気で殺菌する方法を含む物理的手法を規制要件に含めることを許容しないという趣旨でないことは明らかである。さらに、仮に、AGリストにおいて対象とされる微生物の一種類でも伝染能力を破壊することができる噴霧乾燥器を対象外とした場合、外国において同装置を利用して特定の種類の生物兵器を製造できることとなり、生物兵器の拡散を制限することができず、AG合意の趣旨とも整合しないことは明らかである。

イ 曝露防止構造の要否に関する原告らの主張は理由がないこと(争点③)

(7) 原告らの主張

原告らは、曝露防止構造の要否(争点③)について、作業者が運転時又は運転後の製品回収時に曝露してしまうのであれば、本件要件ハを設けた意味がないなどとして、曝露防止構造を有していることが規制要件であるなどと主張する(原告第1準備書面18及び19ページ)。

(4) 被告国の反論

しかし、前記第2の4(4)のとおり、本件要件ハは、その文言上、曝露防止構造を有することを規制要件とはしていない上、AG合意にない曝露防止構造を必要として、AG合意よりも規制内容を緩やかに解することは、AG合意の趣旨とも整合しない。

したがって、原告らの前記(7)の主張は理由がない。

また、訴状及び原告第1準備書面における争点③に関する原告らのその余の主張も理由がないことは、被告国準備書面(3)第3の2(15及び16ページ)で述べたとおりである。

ウ 国内法令にAG合意を忠実に反映させるのが原則であって、本件通達解釈はAGにおける合意内容の誤訳であるとする原告らの主張は理由がない

こと(原告第5準備書面1(1)に対する反論)

(7) 原告らの主張

原告らは、原告第5準備書面においても、AG合意が直ちに法的拘束力を有しないとしても、原文を忠実に反映させるのが原則であるから、貨物等省令の本件要件ハが定める「殺菌をすることができるもの」はAGリストの「capable of being disinfected」と同義と解するのが相当であり、本件通達解釈はAGにおける合意内容の誤認である旨主張する(原告らの令和4年1月7日付け第5準備書面(以下「原告第5準備書面」という。)1(1)・2ないし5ページ)。

(イ) 被告国の反論

しかし、本件通達解釈が誤認であることを認める根拠はなく、誤認というのは原告らの一方的な主張にすぎないし、原告らのその余の主張は、前記ア(イ)で述べたとおり、独自の見解であって前提を誤っている。

工 経済産業省が平成28年5月当時に丙25の解釈を採用していなかったとする原告らの主張は理由がないこと(原告第5準備書面1(2)に対する反論)

(7) 原告らの主張

原告らは、本件要件ハに関する経済産業省の解釈が平成28年5月当時も丙25(安全保障貿易管理課長の令和4年4月18日付け回答書)のとおり(すなわち、前記第2の4のとおりの解釈。以下「丙25の解釈」ということがある。)である旨の被告国の主張に対し、①被告国の主張する経済産業省の解釈は、原告会社のみならず業界に対する指導において一切示されたことがない(原告第5準備書面1(2)ア・6及び7ページ)、②経済産業省が警視庁公安部に対して本件要件ハの解釈について丙25の解釈と異なる見解を示していた(同1(2)イ・7及び8ページ)

などとして、被告国の主張は理由がないと主張する。

(イ) 被告国の反論

a 前記①について

(a) 原告らが主張するところの「業界に対する指導」の意味は明らかではないが、経済産業省が、従前、原告会社を含む業者に対して、丙25の解釈と異なる解釈を示していた事実があれば格別、そのような事実は存在しないし、経済産業省の丙25の解釈の内容が原告会社への指導の有無と直結するわけでもなく、原告の主張には論理的な飛躍がある。

そもそも、法令は、もともと一般的、抽象的に規定されている。そして、本件に限らず、法令の解釈は、実際の事案への適用に当たつて疑義が生じた場合(例えば、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかが不明確である場合)などに、所管省庁に照会や問合せがなされたり(問合せ窓口への問合せ、経済産業省における特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談制度(甲148・3ページ)、法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)等)、訴訟に至った場合に裁判所に確定的な解釈が求められたりして、所管省庁や裁判所による検討の結果、初めて行政機関による有権解釈あるいは裁判所による確定的な解釈が明示されるものであるから、ある時点において、所管省庁がある法令の解釈を対外的に明示していなかったとしても、所管省庁が当該時点において当該法令の解釈を有していないかったことになるわけではない。

そして、本件についていえば、経済産業省は、貨物等省令の文理

解釈、外為法48条1項等の趣旨、さらには、噴霧乾燥器に関する貨物等省令の規定及び本件通達の規定が平成25年10月15日から令和4年9月14日まで改正されていないことから、仮に平成28年6月2日時点において、原告会社を含む輸出者や行政機関から本件要件ハの解釈に関する照会を受けていれば、丙25の解釈と同様の回答(解釈)を示すことになったはずである(甲148、[■]証人調書7及び28ページ)。

(b) なお、経済産業省が噴霧乾燥器を輸出管理対象品目に追加する旨のAG合意に基づき国内法令の改正を行うに際し、原告大川原らは、平成24年12月、経済産業省の担当者に対して、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」については、AGリストの「capable of drying toxic or pathogenic」を政令あるいは省令に忠実に反映すべきであるなどと申し入れ(丙A17・19ないし22ページ及び添付資料12ないし14、丙A72、88)、平成25年7月から同年8月までの間に経済産業省が実施したパブリックコメントの意見募集の際には、株式会社大川原製作所の監査役を通じて、「解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になると思われます」などと意見を述べた(丙21・5ないし8ページ及び添付資料4、丙A19・10ページ及び添付資料10、丙A90・10ないし14ページ及び添付資料5、丙A91)。しかし、結局、原告大川原らの意見が全て反映されることはなく(丙21・8及び9ページ及び添付資料5、丙A17・22ページ、丙A19・12ないし14ページ及び添付資料12、丙A88、90・14ないし16ページ)、同年10月15日、噴霧乾燥器を輸出規制の対象に含めることなどを盛り込んだ

貨物等省令等の一部改正が施行された。

このような経緯に鑑みると、経済産業省が本件要件ハを含む噴霧乾燥器の輸出規制の要件について A G 合意と同義に解釈しておらず、原告大川原らとは異なる解釈をしていることは、本件以前に原告大川原らも認識できる形で対外的に示されており、原告大川原らもこれを認識していたはずである。

(c) また、外為法、貨物等省令等の関係法令に加え、本件通達等の関係通達は公表されているところ(甲11、13、乙3参照)、外為法48条1項に規定する輸出を行う事業者は、これらの関係法令等に基づいて、自らの責任において、自らの製品が輸出規制の対象に該当するか否かを判断(該非判断)することとされている(外為法55条の10第1項、輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号)1条参照)。そして、前記の事業者は、前記の該非判断の過程で、関係法令等の解釈に疑義がある場合には、自ら経済産業省に問い合わせるべきであるが(甲148・3及び4ページ参照)、原告会社は、本件各噴霧乾燥器の輸出の際にこのような問合せを行っていなかった(証人調書9及び10ページ)。仮に、原告会社が、平成28年5月当時に本件要件ハに関する経済産業省の解釈を知らないままでも構わないと考えて噴霧乾燥器の輸出を行っていたというのであれば、外為法48条1項に規定する輸出を行う事業者としての責務を必ずしも十分果たしていなかったというだけである(現に、原告会社の同業他社である[株式会社] []は、噴霧乾燥器を空運転させて装置内に熱風を送り込めば、装置末端まで100度を超える熱風が行き渡ることから、大腸菌等の病原体を死滅させることができる可能性があり、本件要件ハ該当性

を満たす可能性があると考え、経済産業省四国経済産業局に本件要件ハ該当性の判定方法を問い合わせたところ、同局から「殺菌できる可能性があるのであれば、「殺菌できるもの」と判断してください」との回答を受けたことから、自社の噴霧乾燥器について、機器の熱風により定置した状態で装置内部を殺菌できるものと結論づけ、全ての噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するとして、輸出許可申請をしていた(丙A 8・4及び5ページ)。)

b 前記②について

(a) 原告らは、平成29年12月8日に警視庁公安部警察官が [] 教授から聴取した内容をまとめたメモ(乙8の38)に「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすること」と記載されている記載部分を取り上げて、「経済産業省が警視庁公安部に対して本件要件ハの解釈について丙25号証と異なる見解を示していた」と主張するが(原告第5準備書面1(2)イ・7及び8ページ)、以下の(b)のとおり、経済産業省が警視庁公安部に対して本件要件ハの解釈について丙25の解釈と異なる見解や解釈を示したという事実はない。

また、その点にかかわらず、警視庁公安部警察官は、前記メモ(乙8の38)を含む捜査メモを [] 検事には交付しておらず、[] 検事は、前記メモの存在を認識していなかったのであるから([] 証人調書3及び11ページ、[] 証人調書29ページ)、本件各起訴時における本件要件ハの解釈に関する[] 検事の判断に影響を及ぼす余地はなく、同判断の合理性との関係でいえば、原告らの前記(7)②の主張は理由がない。

(b) このように、被告国との関係では、原告らの前記(a)の主張は失当であるが、この点をおくとして、経済産業省が警視庁公安部に対

して本件要件ハの解釈について丙25の解釈と異なる見解を示していたとする点については、前記メモの作成者である [] 警部補が、「経済産業省は、この時点において、既に丙25の解釈と同様に、芽胞形成菌以外の細菌も「殺菌」の対象とするという解釈を示していたが、反対の見解を示す者もいたことから、その対応のため、専門家の見解を聴取したものである」旨合理的に説明しているとおり [] 証人調書41及び42ページ)、当該メモの記載は、経済産業省が丙25の解釈とは異なる解釈を探っていたことを裏付けるものではない。

また、警視庁公安部外事第一課長が、安全保障貿易管理課長に対し、本件噴霧乾燥器1について、貨物等省令3要件に該当する貨物か否かに関する検査関係事項照会(丙2。平成30年8月3日付け)を発出する前に、安全保障貿易管理課職員が警視庁公安部警察官からの相談を受けた際、同課職員が、警視庁公安部警察官に対し、本件要件ハに関する様々な見解等を伝えていた([] 証人調書3ないし10ページ)。

しかし、法令等の解釈については、前記のとおり、事業者から所管省庁などに照会がなされるなどして、検討の結果、初めて有権的解釈が示されるのが通常であるところ、経済産業省は、警視庁公安部警察官からの前記相談を受け、本件噴霧乾燥器1の貨物等省令3要件該当性を判断するに当たり、本件通達解釈を更に具体化した解釈が必要であると認め、検討の結果、前記検査関係事項照会に対する回答の前提となる丙25の解釈を示したものであり、安全保障貿易管理課職員が、本件要件ハの解釈に関し、その検討結果が出る前に、経済産業省の公的な見解として本件通達解釈以外の解釈を示す

ことはあり得ない。すなわち、第1事件(外為法違反)の捜査についていえば、経済産業省の公的な見解は、前記捜査関係事項照会に対する回答書(丙3)や安全保障貿易管理課課長補佐(当時)の供述調書(丙4)によって示されたものが全てであり、前記捜査関係事項照会を発出する前に行われた前記相談における安全保障貿易管理課職員の発言内容は、いわば個人的な見解の域を出るものではない(乙14・3ページ、[■]証人調書4ページ)。

したがって、経済産業省が警視庁公安部に対して本件要件ハの解釈について丙25の解釈と異なる見解を示した事実はない。

(c) これに対し、原告らは、安全保障貿易管理課の[■]氏(以下「[■]氏」という。)が、警視庁公安部警察官から相談を受けた際に本件要件ハの解釈として述べたことは個人的な見解である旨証言したことや、本件要件ハの「殺菌」の解釈が明確に定められていないと同警察官に述べたことがあったか否かは記憶にないとする[■]氏の証言([■]証人調書3ないし8ページ)の信用性を弾劾する証拠であるとして、同職員を含む経産省内部のものとする甲164の電子メールを提出し、同メールのやりとりからすると、殺菌の定義、解釈が存在しない中で要件該当性をどのように判定すればよいのか検討していた状況にあったと思われると指摘する([■]証人調書21ないし24ページ)。

しかしながら、経済産業省が、警視庁公安部警察官からの相談を受け、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性の判断を示すに当たり、組織的に本件要件ハに関する解釈を含めて種々の検討を行うことは当然であり、その一方で、同省の個々の職員が、警視庁公安部警察官からの相談の際に、それまでの省内での検討状況や個人的な見解

を述べることは何ら矛盾するものではない。そして、原告が指摘するメール(甲164)は、仮にそれが真正のものであるとしても、各職員間でやり取りされた時期が平成29年12月頃という経済産業省が警視庁公安部警察官から前記相談を受けた当初のものであるし、経済産業省あるいは安全保障貿易管理課全体の意見であるという明示があるものでもないから、警視庁公安部警察官に対しては個人的な見解を述べていたという [REDACTED] 氏の証言内容と齟齬するものでもない。したがって、当該メールは、[REDACTED] 氏の証言の信用性を弾劾するものではない。

さらに言えば、経済産業省が警視庁公安部から回答を求められたのは、本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性の判断という外為法違反の成否に直結する事項であり、経済産業省が「該当」との判断を示し、検察官が経済産業省の本件要件ハの解釈や、本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性の判断に依拠して公訴を提起した場合は、外為法違反に係る刑事裁判において、経済産業省の解釈や判断の信用性、妥当性が争われる事が想定される状況であった。そして、法令の解釈は、裁判所が確定的に判断するものであるから、刑事裁判において、裁判所が経済産業省の解釈とは別の解釈を採用した上で、貨物等省令3要件該当性を判断する可能性も否定できない状況であった。

そのような中で、経済産業省としては、貨物等省令3要件該当性について、より慎重かつ確実な判断をするという観点からすれば、仮に経済産業省の解釈とは別の解釈を前提にしたとしても、本件各噴霧乾燥器が規制対象に「該当」すると判断することができるだけの資料が揃っていた方が望ましいのであるから、丙25の解釈を探

用している経済産業省において、大腸菌よりも熱耐性に強い芽胞形成菌が死滅するか否かの実験結果や、曝露防止構造に関するH E P A フィルタに関する資料を求めるとしても、何ら不自然ではない。

したがって、前記相談における安全保障貿易管理課職員の発言内容は、経済産業省が平成28年5月当時に丙25の解釈とは異なる解釈を探っていたことを裏付けるものではない。

(d) なお、[] 警部補(以下「[] 警部補」という。)は、第1事件(外為法違反)の起訴前である令和2年3月下旬に、[] 検事に対し、犯行当時、法令の解釈が曖昧で、経済産業省では「該非の基準」を明確に定められておらず、原告会社以外の噴霧乾燥器メーカーは非該当で判断している旨伝えたところ、[] 検事は、「経産省の該非の基準が犯行当時、定められてなかったら立件できないと怒りました。」と証言している([] 証人調書25ないし27ページ)。そして、[] 警部補は、その後の顛末として、[] 警部(当時)が[] 検事に対して、原告会社以外の噴霧乾燥器メーカーに対しても外為法違反で立件する旨を説明していたと証言している([] 証人調書27及び28ページ)。

しかし、[] 警部補の証言によれば、この出来事は既に原告大川原らの逮捕後、すなわち、刑事事件としての立件後のことであり([] 証人調書26ページ)、その時点で[] 検事が「立件できない」との言葉を使うとは考えられない([] 証人調書21ページ参照)上、[] 警部補の証言内容は、それ自体、不合理である。

また、法令はもともと一般的、抽象的に規定されており、行政機関が具体的な事象に適用するに当たっては、行政機関としての解釈が不可避であるから、行政機関は、自ら法令の解釈を行いながら、

その法令を適用することになるところ、検察官においても、具体的に発生した刑事事件を処理するに当たり、法令を適用して公訴を提起する際、当該法令が一般的、抽象的にしか定められていないことはしばしば認められる。

このような場合に、検察官は、法令の規定の文言に従って忠実に解釈をするいわゆる「文理解釈」や、法令の趣旨や目的などから解釈をするいわゆる「論理解釈」などの手法を用いて、法令を解釈することになるのであって(以上について、林修三「法令解釈の常識」70ページ以下、吉田利宏「新法令解釈・作成の常識」32ページ以下、長谷川彰一「改訂法令解釈の基礎」393ページ以下参照)、刑事事件において、具体的な事案が発生した後に、当該事案に適用することになる法令を解釈することはしばしば行われている。

そうすると、仮に、本件において、[] 検事が、[] 警部補から、平成28年6月2日当時に本件要件ハの解釈について本件通達以上の細かい解釈まで定められていなかった旨聞かされたとしても、[] 検事において、特段怒りを発するような事態ではないといえる。

しかも、[] 検事は、本件要件ハの文言や外為法の趣旨に加え、第1事件(外為法違反)について警察から送致を受けた段階(令和2年3月12日)において入手していた安全保障貿易管理課長の平成30年8月10日付け回答書(丙3)等から、本件要件ハに関して、既に解釈を導いていたものである。

そして、[] 警部補の前記証言内容について、[] 検事は、いずれもその存在を否定している([] 証人調書21ページ)。

以上のことからすると、[] 検事において、怒りを発するような事態は生じていないのであって、[] 検事が怒り出した旨の[] 警

部補の証言は、証言内容自体、不合理である。

(e) また、[] 警部補は、[] 検事が怒った際のやりとりについて、「該当と判断していない会社があります」と[] 検事に伝えたところ、[] 検事は、「公判が持たない」と回答した旨証言する([] 証人調書27ページ)。しかし、原告会社が輸出した噴霧乾燥器が貨物等省令3要件に該当するなど所定の要件を満たしているのであれば、構成要件該当性が認められ(原告大川原らの故意や共謀の有無など主観的な要件等については捨象する。)、裁判所が有罪と判断し得るのであって、仮に、原告会社以外の噴霧乾燥器メーカーが貨物等省令3要件に該当する噴霧乾燥器を輸出するに当たって、経済産業大臣の許可を得ていなかったとしても、それが理由で直ちに原告会社の当該輸出行為について「公判が持たない」、つまり、無罪になるものではない。

したがって、原告会社以外の噴霧乾燥器メーカーが経済産業大臣の許可を得ずに輸出していることをもって、[] 検事が「公判が持たない」と回答したとの[] 警部補の証言は、証言内容自体、不合理である。

以上のことからすると、[] 警部補の前記証言内容はやはり信用できない。

(f) なお、[] 警部補も、[] 検事が「経産省が解釈を出すのが遅くて、犯行時に基準がなかったんであれば、それは問題だ」と言って怒った旨証言している([] 証人調書22及び23ページ)。しかし、[] 警部補は、[] 検事が怒ったとする場面を直接見聞きしたわけではない上、[] 検事には経済産業省の解釈が曖昧であることは伝わっていなかったと、前記証言と矛盾するような証言をしているか

ら([] 証人調書 22、25 及び 26 ページ。)、[] 警部補の前記
証言内容は、曖昧かつ不自然なものであり、信用できない。

(3) 小括

以上のとおり、本件要件ハについて、経済産業省の解釈及び [] 検事が採用していた解釈はもとより正当であり、仮に、裁判所がこれと異なる解釈を採用するとしても、[] 検事が本件各起訴時において経済産業省の解釈と同様の解釈を採用すると判断したこと、すなわち「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれると判断したこと(争点①)、貨物等省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したこと(争点②)、及び曝露防止のための構造を備えていることが規制要件ではないと判断したこと(争点③)はいずれも不合理とはいえない。

4 [] 検事が本件各起訴時において、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理とはいえないこと(争点④及び⑤について)

(1) はじめに

原告らは、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性につき、「検査により収集した証拠を合理的に検討すれば、検査機関は、本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」の温度が 50 ℃程度までしか上がらないことを知り、あるいは容易に知り得た。」(訴状 116 ページ)、本件要件ハの「殺菌することができる」とは、噴霧乾燥器内部に粉体として付着、堆積している状態にある細菌(粉末状に堆積・残留する乾燥された細菌)を死滅させることができると意味するところ、粉体化されていない細菌を用いた乾熱滅菌器による耐熱性実験(殺菌実験)のみでは足りず、噴霧乾燥器を用いて、「実際に粉体化された細菌を用いた実験によらなければ、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断ができないことを認識し、又は容易に認識し得た。」(前同)、「[] 検事は、本件公訴提起当時、本件各噴霧乾燥器の「測定口」の温度測定実験、及

び実際に粉体化された細菌を用いた耐熱性試験を実施することを怠った結果、(中略)本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有することを立証できないことを見落としたのであるから、本件公訴提起は、犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかつたものであって、違法である。」(前同)と主張する(訴状96ないし103ページ参照)。

しかし、争点④及び⑤に関する原告らの前記主張は、下記のとおり、いずれにおいても理由がない。

- (2) [検事が、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことが不合理とはいえないこと(争点④について)]

ア 最低温箇所の特定経緯が合理的であること

警視庁公安部警察官は、本件各噴霧乾燥器の同型機を使用した実験を実施するに当たり、[]の技術部署を統括する立場にある技術営業部本部長から聴取をしていた。そもそも、[]は本件被疑事件に利害関係を有さない第三者であり、中立的な供述を期待することができ、かつ、噴霧乾燥器等のシステム設計や機器の設置等を行うエンジニアリング会社として、噴霧乾燥器の構造等に関する知見を有する会社であったため、前記技術営業部本部長からは専門的な供述を得ることが期待ができた。

そして、警視庁公安部警察官は、前記技術営業部本部長から、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる」、「大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられ

る」、「熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある」との客観的かつ具体的理由とともに、噴霧乾燥器内部の最低温度は「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接続部分」の温度を測定すれば特定できる旨聴取し、これを報告書化していたところ(丙A132)、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室が高温になりやすく、乾燥室から装置末端に行くにつれ、噴霧乾燥器内部の温度が下がっていく旨の同聴取内容に不自然、不合理な点は見当たらない。

また、警視庁公安部警察官は、同聴取内容を踏まえ、特に本件噴霧乾燥器1の同型器につき、前記技術営業本部長が述べた3箇所のみならず、乾燥室天井(乾燥室内上部)など周辺部位7箇所も含め、合計10箇所の温度計測箇所を抽出した上、同型器に、最高で160度まで温度検知をすることができるサーモラベルを貼った温度測定実験により最低温箇所を特定した(丙6)のであるから、最低温箇所の特定経過にも不合理な点は見当たらない。

しかも、最高で160度まで温度検知をすることができるサーモラベルを貼った温度測定実験の結果は、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室のうち、「乾燥室天井(乾燥室内上部)」において少なくとも160度(サーモラベルの上限値)に達した一方、乾燥室から装置末端に行くにつれ、「バグフィルタ天井」では150度、「バグフィルタ中間(奥)」では140度、「排気口奥15cm」では115度、「排気口奥5cm」では100度と徐々に温度は下がっていき、上昇する特性のある熱風が行き渡りにくいと考えられる装置の下部にある「サイクロンの下部」では130度、同所よりも装置末端に近い「バグフィルタの下部」では90度であった(丙6)のであるから、前記技術営業本部長の説明が裏付けられている。

このように、警視庁公安部警察官が行った温度測定実験に関する最低温箇所の特定経過は合理的であるから、同実験結果の内容が記載された報告書(丙6)を確認した[]検事が、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したことも合理的であったと認められる。

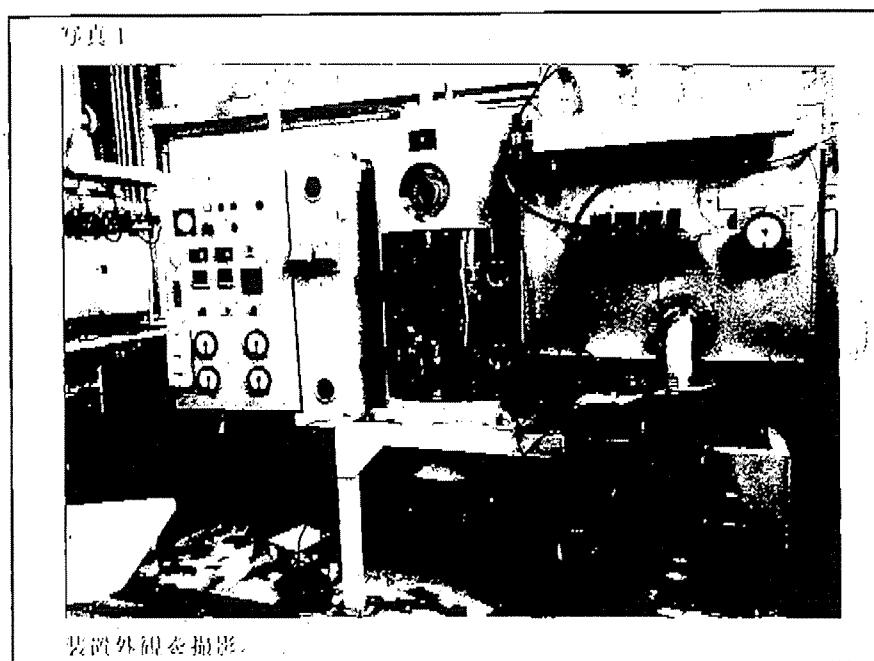
そして、前記のとおり、サーモラベルを貼った温度測定実験によってその説明が裏付けられていた前記技術営業部本部長の供述(丙10・添付資料9)と本件噴霧乾燥器2の同型器を使用した温度測定実験の結果に従つて、警視庁公安部警察官が、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定した(丙14)ことも合理的であるから、同特定結果が記載された温度測定結果報告書(丙14)を確認した[]検事が、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことも合理的であったと認められる。

イ 乾燥室測定口は小さな部位であり、かつ、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等にも「乾燥室測定口」は記載されていなかつたこと

(?) 本件各噴霧乾燥器のうち、本件噴霧乾燥器1(同型器)は、高さ約2.5メートル、幅(足部分のみ)約1.5メートル、奥行き(足部分のみ)約0.6メートルの大きさであり(甲15・添付資料1、丙7・添付資料1・外形図参照)、本件噴霧乾燥器2(同型器)は高さ約1.7メートル、幅約1.3メートル、奥行き約0.9メートルの大きさである(甲16・添付資料1、丙14・添付資料1・全体配置図参照)(なお、本件噴霧乾燥器2(同型器)の大きさにつき、被告国準備書面(2)(34ページ)の記載は誤りであったため、本準備書面をもって訂正する。)。

それに対し、本件噴霧乾燥器1(同型器)の乾燥室測定口は、内径約1.5センチメートル、長さ約5センチメートルであり、本件噴霧乾燥器2

(同型器)の乾燥室測定口は、内径約2センチメートル、長さ約5センチメートルであり、いずれも本件各噴霧乾燥器全体の中で極めて小さな部位であった(下図の写真は、本件噴霧乾燥器1(同型器)の装置外観を撮影した甲15・資料2の写真1であり、乾燥室測定口は、引用者において付記した赤い矢印部分)。



また、原告会社が作成した本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等の本件各噴霧乾燥器に関する資料には、「乾燥室測定口」や「測定口」に関する明示的な記載はなかったのである(本件噴霧乾燥器1(同型器)のカタログ(丙16)、フローシート(丙6・添付資料2、丙7・添付資料1)、外形図(丙6・添付資料3、丙7・添付資料1)、本件噴霧乾燥器2(同型器)のカタログ(丙17)、全体配置図(丙14・添付資料1)等には、いずれも「測定口」、「乾燥室測定口」等の記載はない。)、原告大川原ら及び原告会社に対する第2事件及び第1事件(関税法違反)に關

する追起訴日(令和2年6月15日。甲36)に至るまでに、「乾燥室測定口」について記載された事件記録が検察庁に送致されることはなかつた(■証人調書13ページ)。

さらに、追起訴日までに、■検事が、警察から口頭で「乾燥室測定口」に関する報告を受けたこともなかった(■証人調書13ページ)。

しかも、後記工のとおり、本件要件ハの該当性に関して、原告大川原らは、任意段階の警察官による取調べ等において認める供述をしたり、明確に否認しなかったりしていた上(丙A71、80、107、丙36、■証人調書3ないし5ページ等)、原告大川原らに係る第1事件(外為法違反)に関する勾留請求日(令和2年3月12日。甲33の1ないし33の3)から、追起訴日(令和2年6月15日。甲36)に至るまでの間、本件各噴霧乾燥器内部において温度が上がりにくい場所として乾燥室測定口が挙げられるということを具体的な根拠をもって明確に指摘している原告会社関係者は存在しなかった。

このように、■検事において、具体的な根拠をもって乾燥室測定口の存在に気が付く契機が乏しかったのであるから、■検事は、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することすら容易に認識することはできなかった。

- (イ) これに対して、原告らは、①本件各噴霧乾燥器が貨物等省令3要件に該当するものか否かを判断するに当たって、本件各噴霧乾燥器の実物を十分に調査・確認することは、検察官において通常要求される捜査であり、これを行う過程で乾燥室測定口の存在を容易に認識することができた、②乾燥室測定口は原告会社作成の本件各噴霧乾燥器の見積用フローシート上に記号で記載されているところ、フローシート上の記号に関する定義資料と照らし合わせることで(甲135ないし137)、乾燥室測

定口の存在を容易に認識することができたなどと主張する(原告第1準備書面26ないし28ページ)。

しかし、①については、本件においては、結局、構成要件該当性や顕在化していた争点との関係で様々なものが考えられる検査手法の中で行うべき検査手法の適否をいうにすぎず、理由がない。すなわち、本件においては、前記アのとおり、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定経過に不合理な点が見当たらず、検査段階において最低温箇所が争点として顕在化していなかったのであるから、あえて検察官自らが本件各噴霧乾燥器の実物を確認することが本件各起訴前の時点で検察官に通常要求される検査事項であったとはいえない。この点については、[] 検事も、証人尋問において、「本件各噴霧乾燥器の形状等については、図面や写真、カタログで把握していた。最低温箇所については、既にアイエスジャパンに対する聴取及び実験により特定されていた。実物を確認することにより、新たな事実関係が明らかになる見込みはなかった」旨説明しているところである([] 証人調書7、13、14及び41ページ)。結局、

「本件各噴霧乾燥器の実物を十分に調査・確認することは、検察官において通常要求される検査である」とする原告らの主張は、公訴事実の対象となった本件各噴霧乾燥器は輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを直接確認できないという前提を踏まえないものであることに加え、検査段階において最低温箇所が争点として顕在化していなかった点を軽視し、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことが判明した現在の認識を前提とした単なる結果論といわざるを得ず、この点においても理由がない。

また、②については、噴霧乾燥器に係る基本図(見積用フローシート)である甲135及び甲136、あるいは、「PFD・P&IDの記号」

と題する書面(甲13.7)及び「配線計装図をすばやくわかる－P & I Dの読み方」と題する書面(甲13.8)の内容を前提としても、[]検事において、これらの資料から読み取れるのは、本件各噴霧乾燥器の乾燥室に圧力や温度を計測する仕組みがあることにとどまり、本件で問題となっているような形状の乾燥室測定口ないしこれと類する部位が存在することや、当該部位の温度が上がりにくい場所であることを容易に認識することができたとは認められないから、原告らの前記主張は理由がない。

ウ 本件各起訴前の時点で、原告大川原らはもとより、原告会社関係者においても本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを明確に供述しておらず、かかる点が判明したのは本件各起訴後の段階であったこと

原告会社は、昭和55年に設立され、噴霧乾燥器の設計、製造、販売を主な事業内容としており、国内における噴霧乾燥技術のリーディングカンパニーとして、海外等も含めて、広く噴霧乾燥器を納入していた。

本件各噴霧乾燥器は、いずれも原告会社が製造した製品であることから、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することやその構造等につき最も把握していたのは、当然、原告会社の関係者であった。

しかるに、原告大川原らを含む原告会社関係者が本件各起訴までの間に、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりにくいことを把握していたのであれば、原告大川原らを含む原告会社関係者のいずれかから、本件各起訴の前に十分な根拠に基づいてその旨の供述があつてしかるべきところ、原告大川原らは、本件各噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法48条1項違反の嫌疑がかけられていることを把握しながら、また、何度も検事の取調べを受けたにもかかわらず、検事に対し、

いずれも、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりにくいことを明確に供述することはなかっただし、原告大川原ら以外の原告会社関係者が、検事に対し、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりにくいことについて、十分な根拠に基づく明確な供述をすることもなかった。

(7) 原告大川原らの供述について

a　原告大川原は、第1事件(外為法違反)による逮捕前の警視庁公安部の任意の取調べにおいて、本件要件ハの「殺菌」の方法について、「ハ」の要件は「定置した状態」を「その場から動かさずに」と解釈して、「殺菌」方法等が限定されていない以上、乾熱殺菌や薬液殺菌等どのような殺菌方法でも含むので、殺菌することができ、該当することになります。」(丙A71・7ページ)と供述し、原告会社の噴霧乾燥器の規制要件該当性については、「規制に該当する可能性があることを認識した上で経済産業省に確認することなく、許可申請せずに警察の捜査が入るまで無許可で輸出を続けていたことは事実ですので、不正輸出していましたと言われても仕方ありません。」(丙A73・1ページ)と供述し、規制要件該当性に関する認識については曖昧な供述に終始するものの、「殺菌」の方法について乾熱殺菌が含まれることや、不正輸出の事実を認め、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することについては、争っていなかった。

その後、原告大川原は、第1事件(外為法違反)で逮捕され、送致後の検事による弁解録取手続においては、「「共謀の上」という、さも悪いことを企んでいそうな言葉については納得がいきません。」(丙A74・2ページ)、「私が読んだ限り、AGの規制内容からすれば、省令の文言がどうであれ、当社の一般的なスプレードライヤは、当然規制

の対象外であると判断しました。」(同・3ページ)と供述し、共犯者との共謀の事実及び法令の解釈について争う意思を明確にした。しかし、その一方で、原告大川原は、本件噴霧乾燥器1について貨物等省令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を乾熱殺菌することはできないなどという供述はしておらず、まして、「乾燥室測定口は温度があがりにくいから、殺菌することはできない。」などと述べることもなかった。

原告大川原は、その後の検事の取調べにおいても、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいから「殺菌」することはできないことなどについて全く言及せず、それどころか、原告会社の噴霧乾燥器について「大腸菌であれば死ぬ」と発言し(原告大川原本人調書28ページ、[]証人調書8ページ)、事実上、本件要件ハの該当性を認める旨供述をしていたものである。

この点に関して、原告大川原は、本人尋問において、捜査段階で原告会社の噴霧乾燥器で殺菌することができることを認めていた理由について、「(引用者注: 警視庁公安部警察官が) ある程度殺菌できれば殺菌するっていうふうに言うんだというふうに言ってました。」「ある程度のっていうことであれば(引用者注: 原告会社の噴霧乾燥器が規制要件に該当する可能性が)あります」などと供述し、警視庁公安部警察官や検事に対して本件各噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所があり、本件要件ハの「殺菌」が困難であることを指摘しなかった理由については、「聞かれていないのでしていません。」などと供述している(原告大川原本人調書11、12及び29ページ)。しかし、被告国準備書面(2)36ページで述べたとおり、原告大川原は、原告会社の噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法48条1項違反の嫌疑がかけら

れていることを把握していたところ、嫌疑を晴らす一つの方法として、「乾燥室測定口は、殺菌をするに足るだけの温度に至らず、本件要件ハの該当性は否定されるため、外為法違反には当たらない。」と述べることは容易であった。しかも、原告大川原は、本件要件ハの「殺菌」の解釈に関する認識を含め、何度も警視庁公安部警察官及び検事から規制要件該当性について取調べを受けていた。それにもかかわらず、原告大川原は、警視庁公安部警察官及び検事に対し、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりにくいことを供述することは一切なかった。

それどころか、原告大川原は、「規制に該当する可能性がある事を認識した上で経済産業省に確認することなく、警察の捜査が入るまで無許可で輸出を続けていたことは事実ですので、不正輸出していたと言われても仕方ありません。」(丙A73・1ページ)と供述し、本件各噴霧乾燥器について、本件要件ハを含む規制要件に該当することを認める供述をしていたものである。

さらに、原告大川原は、前記のとおり、本件各起訴前に行われた[] 検事の取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器は大腸菌であれば死滅させることができる旨述べて、乾燥室測定口が存在する原告会社の噴霧乾燥器を用いれば、大腸菌を殺菌することができると供述していた(原告大川原本人調書28ページ、[] 証人調書8ページ)ものである。

以上のことからすると、原告大川原は、犯罪の成否を争うか否かにかかわらず、捜査機関に対して自らの言い分を述べることが一貫してできていたと認められるのであって、前記のような「本件各噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所があり、「殺菌」が困難であることに

については、捜査機関に聞かれなかったから話さなかった」旨の原告大川原の供述は、内容自体、不合理であることが明らかであり、到底信用できない。

原告大川原が、警視庁公安部警察官及び検事に対し、乾燥室測定口の場所の温度が上がりにくいことを供述をせず、むしろ、「大腸菌であれば殺菌することができる」と供述していたことは、原告会社の代表者であり、かつ、警視庁公安部警察官から任意の取調べを受けている原告会社関係者から取調べ内容について報告を受ける立場にあった(甲27参照)原告大川原でさえ、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを認識していなかったことの何よりの証左といえる。

そうすると、[] 検事が、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを容易に認識することができたとは到底認められることにもなる。

b また、亡相嶋は、第1事件(外為法違反)での逮捕前の警視庁公安部による任意の取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器に関して、「ハの定置した状態での滅菌又は殺菌については、「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性があるなと思っていました。」(丙A80・2ページ)と本件要件ハに該当する可能性があることを認める供述をしていた。

そして、亡相嶋は、第1事件(外為法違反)による逮捕後の警視庁公安部における弁解録取手続及び事実の取調べにおいても、「弊社の噴霧乾燥器に対する輸出規制対応は、社長、島田取締役、私の3人で話し合いましたが、最終的には社長の責任です。」(丙40)、「弊社製噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」は、本来、該当機として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したこと

は間違いありません。」(前同)、「ハについては「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性があると思っていました」(丙41・2ページ)と未必的ながら本件要件ハ該当性も含めて被疑事実を認めつつ、原告大川原に責任を転嫁する供述でしたが、検察庁送致以降は黙秘に転じ、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいことなどについて言及することはなかった。

なお、原告らは、亡相嶋が平成31年1月28日に作成したメール(甲27)に、警視庁公安部警察官による取調べに関し、「温度計座、差圧計座(中略)等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない(中略)と話しました。」(1ページ)と記載があることを根拠に、第1事件(外為法違反)の逮捕前である平成31年1月24日頃の警視庁公安部の取調べにおいて、「温度計座」や「差圧計座」という表現が意味するであろうところの乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを指摘していた旨主張する(原告第1準備書面・33ページ)。

しかし、亡相嶋が警視庁公安部警察官に対して同発言をしていたことを裏付ける供述調書や録音録画記録媒体などの客観証拠はない上、同メールにはそもそも「測定口」の文言自体記載されていないから、「温度計座」や「差圧計座」が乾燥室測定口を意味するものか否か必ずしも明らかでなく、直ちに、原告らの主張の根拠となり得るものではない。そもそも亡相嶋は、前記のとおり逮捕後の警視庁公安部警察官における弁解録取及びその後の取調べにおいて、未必的ながら本件要件ハも含めて事実を認める一方、原告大川原に責任を転嫁する弁解をし(丙40)、検察庁送致後は黙秘に転じて、本件各噴霧乾燥器は乾燥室測定口が存在することや、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことなどについて言及していなかったのであるから、仮に原告らが主張

するように任意捜査の段階で警察に対して甲27のような供述(温度計座、差圧計座など極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない旨の供述)をしていたことがあったとしても、同箇所について温度が上がりにくいことの根拠や、どの程度の温度になるのかについて具体的に述べられているわけではない以上、同供述の信用性があることを前提とすることはできなかった。

c さらに、原告島田も、本件要件ハ該当性に関して、第1事件(外為法違反)による逮捕前の警視庁公安部警察官による任意の取調べにおいて、客観的な証拠に基づき、原告会社の噴霧乾燥器は乾燥熱風により大腸菌等の細菌を殺菌することが可能であると認識していた旨供述していた。すなわち、原告島田は、原告島田らが平成24年1月24日に経済産業省担当者らとの間で噴霧乾燥器の規制要件に関する打合せをした際の資料(丙A83・別添資料3・2枚目)に、原告島田が回答した内容として、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる。」と記載されていることに基づき、「資料3の「大河原化工機(株)訪問記録」と表題のある書面には(中略)」、(14)入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できると記載があります。私は当時、噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌は死滅すると考えていた」(丙A83・4、5ページ)と述べ、原告会社の噴霧乾燥器において、乾燥熱風により大腸菌等の細菌を殺菌することが可能であると認識していた旨供述していた。

そして、原告島田は、第1事件(外為法違反)による逮捕後の警視庁公安部警察官における弁解録取手続においても、「弊社の噴霧乾燥器

「スプレードライヤRL-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。」(丙A107・1ページ)と述べて、規制要件該当性に関する認識については未必的ではあるものの不正輸出の事実を認め、検察庁に事件が送致されて以降は黙秘に転じ、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいことなどについて言及することはなかった。

d 以上のとおり、本件各起訴前の時点においては、原告大川原らはいずれも、不正輸出の事実を認めるか、「殺菌」が可能であることを前提に、共謀や法令解釈を争うにとどまり、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいことを供述していなかったので、最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化していなかった。

(イ) 訴外 [] を除く原告会社関係者らの供述について

a 原告会社専務取締役の [] は、第2事件(外為法違反)の勾留請求後である令和2年6月2日、取調べを担当した検事に対し、亡相嶋との間で、噴霧乾燥器内部に温度の上がらないところがあるから滅菌できないといったやり取りをした旨供述している(丙19・4ページ)。しかし、 [] は、同供述をする以前の同年3月25日(原告大川原らについて、第1事件(外為法違反)の起訴前の勾留期間中)、同検事に対し、概要、自分自身では、原告会社で取り扱っている噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するか否か分からなかった、その点に関し、亡相嶋から非該当だと説明されたが詳細な説明を受けたことがなかつたので、非該当の理由は分からない旨説明し、供述調書が作成されているのであって(丙18・4及び5ページ)、その供述内容には変遷が

見られる上、そもそも、同年6月2日の取調べにおいて、温度が上がりたくない箇所が具体的にどの箇所であるのかにつき、何ら具体的に供述していなかった。

b また、原告会社のエンジニアリング部の部責代理を務める従業員は、第2事件(外為法違反)の勾留請求後である令和2年6月3日、取調べを担当した検事に対し、概要、原告会社で製造・販売している噴霧乾燥器の内部には温度が上がりきらない部分があり、具体的には「熱伝導が悪いシリコンゴムを使っているガスケット、のぞき窓の緩衝材、サイクロンと、同じく熱伝導が悪いシリコンスポンジを枠に使っているマンホール部分」であると供述している(丙20・2ページ)。しかし、同人が指摘した「ガスケット」、「のぞき窓」、「サイクロン」、「マンホール部分」といった箇所は、乾燥室測定口とは別の箇所である。また、同人は、かかる供述の根拠につき、シリコン素材の熱伝導が悪いからとの推測に基づく説明をしたにすぎず、原告会社では30年くらい、噴霧乾燥器の機械内部の温度を計測したり、実験したことはない旨も供述していたのであって、具体的な根拠を伴った供述ではなかった(同・2及び3ページ)。

c さらに、原告らは、原告会社従業員の[]及び[]も、検事による取調べにおいて、噴霧乾燥器内部に温度が上がりにくい箇所がある旨指摘していたと主張する(原告第7準備書面・5及び6ページ)が、令和5年5月26日付け被告国準備書面(4)(以下「被告国準備書面(4)」という。)(21及び22ページ)で述べたとおり、両名の取調べの音声記録(甲152ないし155)によっても、両名の供述内容は、「おでこをくっつけたりしてるからそこら辺って温度全然上がっていないってことだと思うんですよね。」(甲155・別紙6ページ)

といったものであり、いずれも、具体的な根拠に基づくものとはいえない、信用性に乏しいものであった(■証人調書23ページ)。

d かえって、原告会社でエンジニアリング部の部責としての役職にある原告会社の執行役員は、令和2年3月24日(原告大川原らについて、第1事件(外為法違反)の起訴前の勾留期間中)、取調べを担当した検事に対し、原告会社の噴霧乾燥器が機器内部に高温の空気を送り込むことができ、これにより熱に弱い菌を殺すことができるから、本件要件ハの「殺菌」の要件に該当するのではないかと心配していた旨供述し(丙22・5ページ)、原告会社の関連会社である■

■において監査役を務め、噴霧乾燥器の設計などに携わっていて噴霧乾燥器に関する技術的な知識を有する者も、同月30日(原告大川原らについて、第1事件(外為法違反)の起訴前の勾留期間中)、取調べを担当した検事に対し、噴霧乾燥器内に熱風を循環させることで乾熱殺菌することができるので原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があると思った旨供述していた(丙21・10ページ)。

さらに、原告会社において営業部長を務めた経験もあり、原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役も、令和2年3月19日(原告大川原らについて、第1事件(外為法違反)の起訴前の勾留期間中)、取調べを担当した検事に対し、本件噴霧乾燥器1を含む原告会社が製造する噴霧乾燥器について、「入口から出口までの機械内部に送り込む熱風の温度は、100度以上にすることができるのでは、内部の微生物を滅菌又は殺菌することができると言えます。」などと述べて本件要件ハに該当する旨供述していた(丙A22・5及び6ページ)。

このほかにも、原告会社において、平成26年11月当時に輸出に

関する社内教養を受けていた従業員は、令和2年6月2日(第2事件(外為法違反)の起訴前の勾留期間中)、取調べを担当した検事に対し、当時、社内で配布された資料(丙A37・資料2の11枚目)に「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの←この項目はびみょう。該当しそうな装置もある」と記載されていることに基づき、「この時の教養を担当していた [REDACTED] さんが、スプレードライヤの輸出規制について説明しているときに、要件「ハ」の定置した状態で内部の滅菌又は殺菌することができるものについて、この項目は微妙で、該当しそうな装置もある。という説明をしていました。」と原告会社の従業員の名前を挙げながら具体的に供述していた(丙A37・6及び7ページ)。

e そして、原告会社関係者は、その立場からみて、類型的に、原告大川原ら及び原告会社にとって有利な虚偽供述をすることがあるとしても、不利な虚偽供述をすることは考え難いところ、前記dのとおり、原告大川原ら及び原告会社にとって不利となる本件要件ハ該当性を肯定する原告会社関係者がいた。また、原告会社の噴霧乾燥器内部には温度の上がりにくい箇所がある旨供述した原告会社関係者はいたものの、そのような供述をした者は少數にとどまっていたばかりか、供述内容も、総じて具体性に乏しく、温度が上がりにくい箇所が乾燥室測定口であると具体的に指摘していなかった。

そうすると、前記アで述べたとおりの合理的な方法によって特定された本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について、前記の原告会社関係者の供述によって具体的な疑義が生じる状況ではなかったと認められる。

(イ) 訴外 [REDACTED] の供述について

a 原告会社従業員である訴外 [] は、第1事件(外為法違反)の公訴提起の4日前である令和2年3月27日に、本件捜査の応援に入っていった[] 検事による取調べにおいて、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所について供述する中で、「乾燥室の測定口」について言及している(甲150別紙・12ページ)。

これについて、原告らは、[] 検事が、訴外 [] の指摘を受けて乾燥室測定口等の構造を実際に確認したり、その箇所の温度を測定する実験を行ったり、少なくとも [] 等の有識者から聴取を行うなどして、訴外 [] らの当該指摘の信用性を検証するべきであったにもかかわらず、このような追加捜査を行わないまま漫然と本件各起訴に及んだ旨主張する(原告第7準備書面3ないし7ページ)。

b この点に関する被告国の主張については、被告国準備書面(4)で詳述したとおりであるが、本件訴訟が提起された時点及び証人尋問が行われた令和5年7月当時において、[] 検事には、本件各起訴前に、本件捜査の応援に入っていた検事に対して、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨の供述をする原告会社関係者がいたという記憶はあるものの、その箇所について、具体的に、乾燥室測定口である旨の指摘をしている原告会社関係者がいたという記憶はなく(丙36、[] 証人調書9及び10ページ)、[] 検事の記憶によても、ほかの証拠によっても、[] 検事が、第1事件(外為法違反)の公訴提起前に、[] 検事から、本件訴外 [] 調べにおける訴外 [] の供述内容の報告を受けるなどして、訴外 [] が乾燥室測定口の温度が上がりにくい旨の供述をしたことを認識していたと直ちにはいえない。

もっとも、仮に、訴外 [] の乾燥室測定口に関する供述内容について、[] 検事が第1事件(外為法事件)の公訴提起前に認識していたと

しても、被告国準備書面(4)第2の1(4ないし18ページ)で述べたとおり、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所(乾燥室測定口)に関する訴外■の供述は、■検事からの「一番低い温度でどれくらいになるんですかね?」との質問に対し、「どうなんですかね。全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで5~6.0度ぐらいだと思うんですけどね。推測です。測ったことないから本当に言えないんですけど。」(甲150別紙・15ページ)などいうものや、■

■検事からの、本件噴霧乾燥器1において温度が上がらず、乾熱殺菌することができない箇所があると訴外■が考える根拠に関する質問に対し、「実績もないので、根拠なんてのはないですけど。」(甲150別紙・26ページ)、「私どもは測定したことがあるわけじゃないんで。」(同・29ページ)、「(引用者注: ■ 検事からの「(乾燥殺菌することができないとも言えないんでしょう?」との質問に対し、)結果がわからないですから何とも言えないです。」、「私は調べてもないし聞いてもない。」(同・30ページ)、「測ってないから。」(同・36ページ)などといったものであり、具体的な測定結果に基づくものではなく、単なる憶測で、十分な根拠がないものであった。加えて、訴外■の供述は、被告国準備書面(4)第2の1(2)ウ(15ないし17ページ)で述べたとおり、警視庁公安部警察官の取調べにおける供述内容から合理的な説明なく変遷するものであって、供述の信用性に欠けるものであり、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所が存在することを明確に指摘する内容とは言い難いものであった。

さらに、訴外■には、原告会社の他の従業員との間で、原告大川原らの意向に沿うために、原告大川原らにとって有利な供述をする旨の通謀をしているおそれも認められた(丙A40・2及び3ページ、

丙A 4 6・3 ページ)。

c 一方、既に、第1事件(外為法違反)の公訴提起時には、前記アの合理的な方法により、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所がバグフィルタ下部と特定され、その温度については、110度以上が5時間4分継続することなどが認められていた上、原告会社関係者の中には、検事の取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があると思った旨、前記実験結果と整合する供述をする者(丙21)があり、原告大川原ら自身も、不正輸出の事実を認めるか、「殺菌」が可能であることを前提に、共謀や法令解釈を争うにとどまっていたものである。

そうすると、令和2年3月27日に実施された本件訴外 [] 調べにおける訴外 [] の供述内容を踏まえても、第1事件(外為法違反)の公訴提起時(令和2年3月31日)において、[] 検事が、その時点の証拠資料を総合勘案した上で、原告らの主張するような追加捜査を行わずに第1事件(外為法違反)を起訴する判断をしたことは、不合理とはいえない。

d また、前記アで述べたとおり、第2事件の公訴提起時(令和2年6月15日)には、合理的な方法により、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所がダクト内と特定され、その温度については、110度以上が3時間30分継続することが認められていた上、前記cで指摘した原告会社関係者(丙21の供述者)以外の者も、検事の取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性がある旨供述しており(丙22・5ページ)、原告大川原ら自身も、第1事件(外為法違反)の公訴提起時から新たな供述を展開していない状況であった。

そうすると、本件訴外 [] 調べにおける訴外 [] の供述内容を踏ま

えても、第2事件の公訴提起時においても、[]検事が、その時点の証拠資料を総合勘案した上で、原告らが主張するような追加捜査を行わずに第2事件を起訴する判断をしたことは、不合理とはいえない。

(I) 弁護人が乾燥室測定口の存在に関する主張をするようになったのが、
追起訴後であることについて

a 本件被疑事件に関する捜査段階において、原告大川原ら及び原告会社の弁護人は、本件各起訴前から積極的な弁護活動をしていたところ(丙A 4 6 参照)、原告大川原らを含む原告会社関係者において、仮に乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを容易に認識することができていたのであれば、当然、同弁護人においても、原告大川原らから報告を受けて、これを認識していたはずである(このことは、原告らの主張どおり、原告会社関係者の複数の者が、警視庁公安部警察官に対して、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを指摘していたというのであれば、尚更である。)。そうすると、原告大川原らの弁護人とすれば、原告大川原らの嫌疑を晴らし、原告大川原らのみならず原告会社にも多大な影響を及ぼし得る起訴処分を避けるため、当然の弁護活動として、本件各起訴前に、[]検事に対し、このことを指摘すると考えられる。

それにもかかわらず、同弁護人が[]検事に対しそのような指摘をしなかったことは、同弁護人において、本件各起訴の前の段階で、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを認識していなかつたことの証左といえる。

b 原告大川原ら及び原告会社の弁護人は、本件各起訴(令和2年3月31日、同年6月15日)後、同年5月に検察官による第1事件(外為法違反)に係る証拠開示を受け、同年6月に検察官による第2事件に

係る証拠開示を受け、それぞれその頃までには、第1事件(外為法違反)、第2事件(外為法違反)に係る検察官の証拠構造を把握したものであるが、令和2年10月19日に乾燥室測定口の温度測定結果報告書(甲15、16)を証拠調べ請求するまで(甲91)、検察官に対して、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを主張したことがなかった。

この点について、原告らは、原告大川原ら及び原告会社に対する第1事件(外為法違反)の起訴直後である令和2年4月の時点で温度測定実験(甲144)を開始しており、これに基づいて、原告大川原ら及び原告会社の弁護人が公判前整理手続で最初に提出した同年8月14日付けの予定主張記載書面(I)(甲79、145)の中で、温度が上がりにくい箇所の存在を指摘した旨主張する(原告第5準備書面11ページ)。

しかし、原告らの主張する予定主張記載書面には、「本件噴霧乾燥器には、噴霧乾燥器の運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する」と書かれているのみであって(甲79・6ページ、甲145・6ページ)、温度が上がりにくい箇所の具体的な場所の特定が何らされておらず、当然「乾燥室測定口」という記載もないため、原告らの主張は前提を欠く。また、仮に、同主張を前提にしても、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所である旨の指摘が本件各起訴前に[] 検事にされていなかったことに変わりはないから、乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを[] 検事において容易に認識できたとは認められない。

(オ) 小括

以上のとおり、本件各起訴前の時点で、原告大川原らは、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを明確に供述しておらず、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりにくく、乾燥室測定口が最低温箇所である可能性があることが具体的に判明したのは本件各起訴後である。

したがって、[] 検事が、本件各起訴時点において、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを容易に認識し得たとはいえない。

工 本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、乾燥熱風が直接送り込まれ、高温になる乾燥室に付属していたため、仮に[] 検事において、乾燥室測定口が存在することを認識し得たとしても、温度が上がりにくいことまで認識することが極めて困難であったこと

本件各噴霧乾燥器は、乾燥室上部から電気ヒータを加熱源とする乾燥熱風を乾燥室に直接送り込み、乾燥室で原液を微粒子化し、その後、サイクロン、バグフィルタ（バッグフィルタと表記されることもある。）等を経て、微粒子化した製品を回収する機器であるところ（丙16・添付資料1、丙17・添付資料14枚目）、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、いずれも噴霧乾燥器内部のうち、特に高温になる乾燥室に付属していた。

そして、前記アのとおり、[] 技術営業部本部長が、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる」と述べていたこと（丙A132）、及び、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた最低温箇所の特定のための温度測定実験の結果、同人の同供述どおり、最低温箇所がバグフィルタ下部や装置末端の排風機後のダクトと特定されており、同人の同供述の信用性が裏付けられていたことを踏まえれば、仮に[] 検事において、本件各噴霧乾燥器に乾

燥室測定口が存在することを認識し得たとしても、乾燥室に付属している乾燥室測定口が温度が上がりにくい箇所であることを認識することは極めて困難であったといえる。

才 結論

以上によれば、[] 檢事において、本件各起訴時点の証拠資料に基づいて、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことは不合理といえない。

(3) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理といえないこと(争点⑤)

ア 犯罪捜査における捜査手法は、検察官の合理的な裁量に委ねられていること

争点⑤に係る原告らの主張(原告第1準備書面40及び41ページ)は、要するに、[] 檢事によって、原告がいうところの「実際に粉体化された細菌を用いた実験」(訴状116ページ)という適切な捜査がされなかつたことにより、本件各起訴が国賠法1条1項の適用上違法となるという主張であると解されるが、これは、本件においては、結局、様々なものが考えられる捜査手法の中で行うべき捜査手法の適否をいうにすぎず、理由がない。

すなわち、前記1で述べたとおり、検察官による公訴提起に国賠法1条1項の適用上違法があるというためには、その公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ

行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達している場合に、初めて国賠法1条1項の適用上違法と判断されると解するのが相当である(東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参照)。

そして、公訴提起の判断に至るまでの検察官による犯罪捜査の手法としては様々なものが考えられ、検察官がその捜査手法の中でどのような捜査手法を実施するか、その実施時期や順序等については、客観的かつ一義的に定まるものではなく、具体的な事案における争点との関係も踏まえ、検察官の合理的な裁量に委ねられており、そのような検察官の合理的裁量を前提として公訴提起等の違法性の判断がされるべきであるから、検察官が現に行った捜査手法により収集した証拠資料及び通常要求される捜査の遂行により収集し得た証拠資料を総合勘案して検察官の証拠評価及び法的判断が「論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない場合に達している」と評価される場合や、検察官が「事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠った」などと評価される場合は、極めて限られるといわざるを得ない。

この点、原告らの前記主張は、結局、様々なものが考えられる捜査手法の中で検察官が取るべき捜査手法の適否をいうにすぎないものであり、検察官の合理的な裁量を前提として、検察官が現に行った捜査手法により収集した証拠資料及び通常要求される捜査の遂行により収集し得る証拠資料を総合勘案して検察官の証拠評価及び法的判断が「論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない場合に達している」と評価される事実や、検察官が「事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠った」などと評価される事実を主張するものではないし、また、そのような事実をうかがわせる事情も認められない。

したがって、この点だけ見ても、原告らの前記主張は理由がない。

イ 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施することが困難であり、かつ、その必要性が乏しかったこと

検事は、本件各噴霧乾燥器が輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを用いた実験等を行うことができなかつたことから、噴霧乾燥器を取り扱う業者の協力の下、本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した実験をするほかなく、かつ、同業者が日常的に使用している噴霧乾燥器に貨物等省令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を入れて殺菌実験等を行うこととすると、仮に、実験の結果、噴霧乾燥器内に細菌等の微生物が残留していた場合、実験終了後にこれを完全に除去して実験実施前の安全性を完全に回復することが極めて困難であると判断したこと、同項各号に規定された細菌等の微生物はいずれも危険性の高いものであるため、同項2号に規定された細菌の粉体を製造してしまうと、粉体製造に立ち会った警察官等がその製造された粉体を処理することとなるが、それは危険性が伴うから困難であると考えられたこと、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いて内部の最低温箇所を特定するためなどの温度計測実験の結果及び乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(耐熱性実験)の結果などの関係各証拠によって、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を認定することができると判断したことから、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を行わなかったものである(丙36・7及び8ページ、[]証人調書13、14、26ないし28ページ)。

このような [] 検事の判断に何ら不合理な点はないのに対し、大腸菌入手することの容易性や、捜査機関において、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた実験を、原告らを第1事件(外為法違反)で逮捕する以前から実施していたことから、「粉体化された大腸菌を用いた実験を実施することは

非常に容易なことであった」(原告第1準備書面41ページ)との原告の主張は、検査機関が大腸菌を噴霧乾燥器に入れた実験を行う上での前記の困難性を無視あるいは軽視するものであるから、理由がない。

ウ 複数の有識者から、噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積しても、いずれ熱で殺菌できる旨の見解を得ていたこと

前記2(4)記載のとおり、[大学大学院]准教授の平成30年7月31日付け供述調書等(丙11・8ページ、丙A139)によれば、噴霧乾燥器を使用して病原性細菌を粉体化した場合、その製造過程において、噴霧乾燥器内部に細菌の粒子が重なり合って付着することがあるけれども、たとえ粒子が多少重なった状態であっても乾熱処理をすれば、芽胞を形成しない菌は実験結果のとおり90度の乾熱で細菌全体の水分が枯渉するため最終的には死滅すること、仮に噴霧乾燥器内部の細菌が焦げ付いた場合であっても、熱の浸透がやや遅くなるだけであり、細菌の内部まで熱が伝わり最終的には灰になって死滅することが認められる。

また、特定非営利活動法人[理事長ら]からの平成29年12月22日付け聴取結果報告書(丙A137)によれば、例えば、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌は、噴霧乾燥器が発する高温の熱風によって一瞬で粉末化することができるため、噴霧乾燥器で生きたまま粉体状態にすることができるし、噴霧乾燥器が発する100度以上の熱風であれば殺菌することができること、噴霧乾燥器による粉体化の過程においてスケーリング(噴霧ノズルや乾燥室内部に付着した粉末が塊になること)という現象が起こるとしても、装置内部に100度以上の熱風を行き渡らせることで、塊となっていたペスト菌粉末も最終的には焦げて灰になるため殺菌することができるほか、粉体化した後でも噴霧乾燥器が発する熱風による乾燥殺菌ができることが認められ

る。

そして、所管行政庁である経済産業省も、前記第3の2(2)ないし(5)及び3(2)ないし(4)記載の検査資料等が添付された、本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性に関する警視庁公安部外事第一課長からの検査関係事項照会(丙2、8)に対し、「照会のあった貨物は、同照会における添付資料の内容を前提とすれば当該輸出時点においては、(中略。引用者注:貨物等省令3要件に)該当すると思われる。」と回答したこと(丙3、9)からすれば、[] 検事が、本件各起訴時に収集された前記の有識者の見解等の証拠関係を踏まえ、噴霧乾燥器により粉体化された細菌等を用いない方法であっても、本件要件ハ該当性を判断することができると考え、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことに不合理な点はない。

二 結論

(ア) 以上のことから、[] 検事が、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことは不合理といえない。

(イ) なお、本件被告事件の公判担当検察官であった[] 検事の証言によれば、公訴取消しに至ったのは、本件各起訴後に、被告人側(原告大川原ら及び原告会社)から、噴霧乾燥器によって粉体化した大腸菌を、50度9時間の条件で乾熱処理をしても、同粉体中から大腸菌生菌が得られたとの実験結果(甲19)を示されたため、その反証として、入手困難な大腸菌の粉末に代わり、熱耐性が大腸菌と同程度と考えられる乳酸菌の粉体を用いて、50度での乾熱実験を実施したが、菌の死滅を立証する証拠の収集には至らず、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する立証が困難であると判断したことが理由であると認められる(丙37、[] 証人調書4ないし11ページ)。

しかし、これは、本件各起訴後に本件各噴霧乾燥器の最低温箇所が乾燥室測定口であることが判明したため、検察官としては、本件各噴霧乾燥器をいわゆる空運転した場合の乾燥室測定口の温度である約50度で、粉体化された貨物等省令2条の2第1項2号に規定する細菌が死滅することを立証しなければならなくなつたことから、粉体状態の乳酸菌を用いた実験を実施したものである。

そして、この起訴後の経緯をもって、本件各起訴時に特定されていた本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の温度(例えば、本件噴霧乾燥器1のバグフィルタ下部につき110度以上、本件噴霧乾燥器2のダクト内につき110度以上。丙7、14)やそれ以外の本件各起訴時までに収集した証拠資料を総合勘案し、粉体状態の細菌を用いた実験をしなくとも、本件各噴霧乾燥器について本件要件ハ該当性を立証できるとした[]検事の判断が遡って不合理と評価されるものでないことはいうまでもない。

5 証人出廷した警察官の「ねつ造」との証言について

(1) なお、本件訴訟においては、証人出廷した[]警部補が、原告代理人からの「公安部(引用者注: 警視庁公安部)が経産省のずさんさ、ずさんって言つたら失礼だけど、運用に乗じて事件を荒い言葉で言うとでっち上げたというふうに言われても否めないんじゃないかなと僕は思いますが、違いますか。」との質問に対して、「ねつ造」である旨証言している([]証人調書24ページ)。

しかしながら、「ねつ造」という証言の前提となった原告代理人の質問にあった経済産業省による貨物等省令の解釈については、同省の職員である[]証人が、警視庁公安部の意向を受けて、同省が所管法令の解釈を変更したり、該非判断を変更したりすることはない旨証言しているところであって([]

■証人調書 33ページ)、原告の質問自体が誤った前提に基づいたものというほかないし、同証言は、原告代理人の質問に対して、具体的な事実を示すことなく抽象的かつ概括的な評価をもって肯定的な返事をしたものにすぎない。

(2) また、証人出廷した ■警部補は、警視庁の捜査幹部がマイナス証拠を取り上げない姿勢であった旨証言している(■証人調書 26ページ)。

しかしながら、この証言も、警視庁の捜査幹部の捜査の在り方にに関する当該警察官の一方的な評価にとどまる。そもそも、警察における事件捜査は、通常、捜査主任官を中心とする複数の捜査員により構成されたグループで実施されるところ、捜査の過程で得られた情報、証拠の評価について、捜査主任官と一部の捜査員との間で、見解が分かれることは何ら珍しいことではない。そのような場合、捜査の責任者である捜査主任官の見解が優先されるとも限らないので、一概にはいえないが、いずれにせよ、捜査の過程で得られた情報、証拠の評価について、当該捜査グループの一捜査員の見解が、最終的な当該捜査グループとしての見解と異なることは往々にしてあり得ることである。そして、仮に当該捜査グループの見解が事件を立件する方向に向かう積極的な意見であったのに対し、一部の捜査員の見解がそれとは異なる消極的な見解であったからといって、当該捜査グループが事件をねつ造したことにならないことは当然である。

(3) この点、警視庁公安部による本件被疑事件の捜査において、証拠を偽造するなどした上で、法令の解釈をねじ曲げたり、存在しない事実を作出したりした事実や、捜査機関にとって不利な証拠を隠匿した事実が認められないと解されるのであるから、前記二人の一般捜査員が、本件被疑事件が「ねつ造」であったとか、捜査幹部がマイナス証拠を取り上げない姿勢であったと証言したことは、結局のところ、本件被疑事件の捜査の過程で得られた情報、証

拠の評価に関して、捜査グループと前記二人の一般捜査員との間に見解の相違があったことや、前記二人の一般捜査員が、自らの見解が最終的に当該捜査グループの見解にならなかつたことに不満を抱いていることをうかがわせるだけにすぎず、それ以上の意味を持つものではない。

(4) また、仮に、警視庁公安部による本件被疑事件の捜査について、前記二人の一般捜査員からみて、ねつ造とか、マイナス証拠を取り上げない姿勢であつたとの感想を抱かせる何らかの事情があり、そのために顧みられなかつた証拠又は事実があったとしても、[■]検事において、そうした事情があることや、それによって顧みられなかつた証拠又は事実があることについて、警察から積極的に情報提供がなされたり、送致記録に記載されているといったことがない限り、それを認識して、それを前提とした捜査や本件各起訴の判断をすることはできず、そうした事情が引き継がれるものではない。

したがって、例えば、本件訴訟で提出された捜査メモについてみると、いずれも本件各起訴前には検察庁に送致されていなかつたため、[■]検事は、本件各起訴前にこれら捜査メモの存在はもとより、その内容も知らされていなかつたものであり([■]証人調書3及び11ページ、[■]証人調書15及び29ページ、[■]証人調書23ページ)、当然、その存在や内容が[■]検事の捜査や本件各起訴に影響を与えたことはない。

そうすると、やはり前記の証言によって、[■]検事による本件各起訴が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないとの結論が左右されることはない。

6 結論

以上のことおり、[■]検事は、本件各起訴時において、まず、本件要件ハに関して経済産業省と同様の解釈を採用しているが、本件要件ハの文言や外為法の趣旨に基づく検討に加え、有権解釈権を持つ経済産業省に対する照会の回答等

も踏まえた上で同解釈を採用するといった法令解釈の基本に基づく方法によつて同解釈を採用するとの判断をしている(争点①ないし③)。

また、[] 検事は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定等に関して、本件各噴霧乾燥器が輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを用いた実験等を行うことができなかつた中で、各種の実験結果や有識者の見解といった客観的、専門的な証拠、さらには、原告大川原らや原告会社関係者の供述内容の信用性を慎重に判断した上で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断している(争点④及び⑤)。

その上で、[] 検事は、これらの捜査の結果、収集した証拠資料に基づいて、原告大川原らについて有罪と認められる嫌疑があると判断したものであつて、この判断は、前記の捜査過程等に鑑みれば、いずれも不合理とはいえないから、その判断が、前記1で述べたように、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達しているとは認められない。したがつて、[] 検事による本件各起訴は国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

第5 [] 検事による本件各勾留請求が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないこと

1 被告国準備書面(2)(24ないし26ページ)で述べたとおり、勾留請求の時点において、犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは、勾留請求は、刑訴法上適法であることが明らかであり、勾留請求に対する裁判官の審査を経て勾留の決定がされた場合には、検察官の勾留請求は、刑訴法上の要件を具備し、違法がないことが裁判官によつても肯認されたものとみるべきである。

そして、検察官の勾留請求が国賠法1条1項の適用上違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求された場合であることを要すると解するのが相当である(東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参照)。

- 2 前記第3の2及び3のとおり、第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)の各勾留請求時点で送致されていた記録によれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することを示す証拠を収集することができておらず、原告大川原らも、第1事件(外為法違反)の逮捕後、警察官による弁解録取において、事実を認める供述をしたり、本件要件ハ該当性を明確に否認せず、曖昧な供述をしたりしていたこと等に照らせば、原告大川原らが、共謀の上、原告会社の業務に関し、第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)の犯行に及んだと疑うに足りる相当な理由があったと認められる。
- 3 また、本件被疑事件により原告大川原らや原告会社が処罰されることとなれば、原告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性があるところ、原告大川原らが、第1事件(外為法違反)の検察官の弁解録取において、供述を後退させて本件要件ハの該当性の認識を否認したり、本件被疑事件への関与を否認するような弁解に転じたりするなどしたこと、第2事件(外為法違反)の検察官の弁解録取において、原告大川原らがいずれも黙秘したこと等に照らせば、本件被疑事件による処罰を免れるため、原告大川原ら相互あるいは原告会社従業員等との間で、犯意や共謀等に関し、組織ぐるみで口裏合わせを行うなどの罪証隠滅のおそれも認められた。

そして、原告会社が、噴霧乾燥器業界の大手企業であり、本件による処罰に

加え、社会的反響の大きさが原告会社の経営だけでなく、原告大川原ら本人やその家族の生活等に重大な影響を及ぼすものであることなどから、原告大川原らが処罰を恐れて逃亡するおそれも認められた。

さらに、本件が我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に軍事転用可能な貨物が輸出されることを防止する外為法48条1項の規定に反して本件各噴霧乾燥器が輸出されたか否かという重大な事案であったこと(本件各起訴に係る外為法違反の法定刑は10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科。外為法(平成29年法律第38号による改正前のもの)69条の6第2項2号)、勾留の理由のうち、組織ぐるみで口裏合わせが行われる具体的な可能性が認められたことからすると、勾留の理由も認められた。

4 以上に加え、[] 検事の本件各勾留請求に対して、裁判官の審査を経て勾留の決定(甲33の1ないし33の3、35の1ないし35の3)がされているのであるから、本件各勾留請求は、いずれも裁判官によって、刑訴法上の要件を具備し、違法がないことが是認されている。

5 したがって、第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)における[] 検事による本件各勾留請求は、各勾留請求の時点において、勾留の理由も必要性も認められたのであり、前記1で述べたような被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求された場合とはいえず、国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

第6 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がないことが明らかであるから、
原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以上